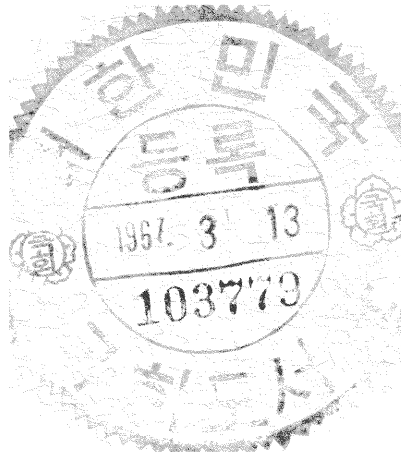


MONO3197050779

昭和二年三月

朝鮮の土地改良事業



63140854  
24342

# 朝鮮の土地改良事業

## 目次

第一編	土地改良事業計畫	一
第一章	緒言	一
第二章	朝鮮産米増殖計畫	二
第一節	總論	二
第二節	朝鮮産米増殖計畫の更新	四
第三節	朝鮮産米増殖計畫更新に依る事業繰延の事由	六
第四節	結論	一〇
第三章	土地改良事業の實施計畫	一一
第一節	指導獎勵機關の設置	一一
第二節	土地改良基本調査	一三
第三節	土地改良事業代行機關の設置	一五

代行機關設置の事由。事業代行機關の業務の範圍。

第四節 土地改良事業の實施設計並工事監督の助成……………一九

第五節 工事費に對する補助……………一九

第六節 土地改良事業資金……………三三

工事費、工事以外の諸費、政府の補助金、企業者の調達金、低利資金の構成、低利資金貸出方法及利率、低利資金の回收

## 第二編 朝鮮の灌漑事業……………二七

第一章 水利に關する舊慣……………二七

第一節 堤堰及沢……………二七

第二節 水利事業の企業及經營……………三〇

第二章 堤堰及沢に對する近代の施設……………三一

第三章 灌漑事業に對する取締……………三三

第四章 水利組合……………三三

第五章 灌漑事業の現況……………四四

第三編 朝鮮の開墾干拓……………五八

第一章 未墾地並干潟地の現状……………五八

第一節 所在面積及分布の状況……………五六

第二節 地勢及土質……………六〇

第三節 農業上より見たる利用價值……………六一

第四節 朝鮮に於ける開墾干拓事業の特徴……………六二

第二章 國有未墾地……………六五

第一節 概説……………六五

第二節 國有未墾地利用法に依る處分方針……………六六

第三章 干潟地……………六八

第一節 概説……………六八

第二節 公有水面埋立令に依る處分……………六九

第四章 未墾地並干潟地の利用成績……………七二

第四編 耕種法の改善……………八四

第一節 總 說……………八四

第二節 品種の改良……………八五

第三節 肥料の増施……………九五

第四節 其の他栽培法の改善……………九六

第五節 耕種法に對する指導機關の設置……………九七

第六節 農事改良資金の融通……………九八

第五編 産米増殖計畫完成の效果……………一〇一

第六編 朝鮮の小作制度……………一〇四

附 表

第一表 土地改良事業施行年次別面積表……………一〇九

第二表 土地改良工事費使用額年次別表……………一一〇

第三表 土地改良補助額年次別表……………一一一

第四表 朝鮮産米増殖更新計畫總括表……………一一三

第五表 産米増殖更新計畫所要事業資金年次別表……………一二四

第六表	朝鮮に於ける耕地面積表	一一五
第七表	米の生産額表	一一六
第八表	米の輸移出額表	一一七
第九表	朝鮮に於ける米の産出高と消費高豫想表	一一八
第十表	朝鮮産米年次別豫想表	一一九
第十一表	三十五萬町歩の土地改良事業に依る産米增收年次別表	一二〇
第十二表	農事改良に依る增收表	一二一
第十三表	陸稻作に依る米の生産年次別表	一二三
第十四表	朝鮮に於ける米の需用見込表	一二三
第十五表	朝鮮に於ける米の消費調	一二五
(甲)	總消費高調	一二五
(乙)	一人當消費高調	一二六
第十六表	朝鮮に於ける粟の消費量調	一二七
第十七表	米と粟の輸移出入對照表	一二八
第十八表	内地と朝鮮の氣溫表	一二九

目次

第十九表 内地と朝鮮の日照時數比較表…………… 一三〇



# 朝鮮の土地改良事業

## 第一編 朝鮮土地改良事業計畫

### 第一章 緒言

單に土地改良事業と稱するときには内地の耕地整理法又は開墾助成法に規定せるが如き土地の農業上の利用を増進する各種の事業を總稱するものゝ如くなれども全く朝鮮産米増殖計畫に基きて行ふ處の番(内地の田に相當シタウと訓す以下倣之)の改良擴張事業のみを指稱するものにて

- (一) 既成番の灌溉改善
- (二) 田(内地の畑に相當す以下倣之)を番とする地目變換
- (三) 開墾干拓に依る開番

等の事業即ち之れなり從て本論に入る前提として先づ朝鮮産米増殖計畫の大要を叙述する必要あり

## 第二章 朝鮮産米増殖計畫

### 第一節 總 說

農業は古來朝鮮の國本にして現時に於ても朝鮮産業の樞軸たり即ち總人口の八割二分は農業に従事し其の生産額は各種産業の總生産額の七割三分に相當す就中米は農業生産中の大宗にして其の年産額は一千五百萬石價格約四億五千萬圓を算し農産總額の四割に相當する狀況なるを以て産米の増減及良否は之を小にしては農家の個人經濟に影響する所鮮少なからざるのみならず、之を大にしては半島經濟の消長に關すること極めて大なり。

米は如斯産業上主要なる地位を占むるに不拘其の耕地に對する設備は甚だ不完全にして畚の總面積百五十餘萬町步中灌溉の設備を有するものは僅に三十餘萬町步に過ぎず他の約百二十萬町步は専ら降雨の多少によりて耕作せらるゝ所謂天水畚にして從て栽培の法も自然粗放に流れ品種の改良又は施肥の増加等到底望み難く水稻生産高平均反當一石に満たざる狀況に在り如斯灌溉の設備を缺く所以のものは水源を求めて得ざるにあらず唯（一）稅政久しきに互り此の種の事業遂行に必要な保護獎勵の行はれざりしこと、（二）所要の技術員及資本を得るに困難ありしこと、（三）民度低く企業心及企業能力に乏しかりしこと等人爲的缺陷に基くものにして今若し近代科學を應用して資本の投下を策するに於

ては既成畚の灌漑を改善し得る餘地極めて大なるものあるのみならず、之に伴ひ田の地目を變換し或は河邊荒蕪地等を開墾して畚の造成を企圖し得べく又西海岸には干潟地多く一地區にして數百町歩乃至數千町歩に達するもの少からず、而かも其の大半は之を干拓して畚に利用し得べし。

而して此等既成畚に對する灌漑を改善し又は地目變換若は開墾干拓等に依り開畚を爲し得る面積は確實に調査したるものなきも比較的容易に且有利に事業を進展せしめ得る見込のものは大體

(一) 灌漑改善約四十萬町歩

右は灌漑設備を有せざる百二十萬町歩の約三分の一に對し改善し得るものと看做せり。

(二) 地目變換により畚と爲し得る土地約二十萬町歩

右は田面積約二百八十萬町歩の約百分の七を見込みたるものなり、内地に於て開墾助成法制定の當時農商務省の調査したる土地改良三十年計畫には内地の開田歩合を畑總面積の一割と計算せるを以て此の率に依るときは朝鮮に於ける地目變換見込額は二十八萬町歩を計算し得べきも計畫の安全を圖り假りに之を田總面積の百分の七と看做せり。

(三) 開墾干拓に依り畚と爲し得る土地約二十萬町歩

右は開墾の目的たる河邊荒蕪地は約七萬四千町歩なるも將來治水事業の進展に伴ひ防水工事の施設を要するが故に右防水堤築造の曉堤内に於て開畚し得る面積を約三萬町歩と假定せり、又開墾利用し得る干潟地見込面積は約二十萬七千町歩なるも内畚と爲し得る面積を十七萬町歩と假定し合計約二十萬町歩と看做せり。

合計八十萬町歩と推定せり。

翻て我が帝國に於ける食糧需給の狀況を觀るに國民の主要食糧たる米の不足は歲と共に愈甚しからむとし政府は之が對策として或は耕地整理法施行の徹底を期し、或は開墾助成法を發布し或は耕種法の改善に百方勸勵を加ふる等産米の増殖上保護獎勵至らざる所なきに拘らず、尙今日の趨勢を以てすれば將來少からざる産米の不足を訴ふるに至るや必せり。

叙上の實情に鑑み朝鮮總督府は一は朝鮮の産業を開發して農家の經濟延ては半島の經濟を充實し一は帝國食糧問題の解決に資せんが爲大正八年に至り前掲八十萬町の番の改善擴張事業を三十ヶ年に完成せんとするの案を樹て先づ其の第一期計畫として十五ヶ年を期し右八十萬町歩の約二分の一四十二萬七千五百町歩の土地の改良事業を完成し一方耕種法の改善と相俟つて約九百二十萬石の産米を増加せむとする所謂朝鮮産米増殖計畫なるものを樹立し大正九年以來之が實施中にあり。

## 第二節 朝鮮産米増殖計畫の更新

前節に述べたる産米増殖計畫に基き大正九年以來指導獎勵機關の設置、助成金の交付等計畫の遂行に努めたりと雖計畫樹立後に於ける財界の變動に伴ひ企業熱は頓に衰退し殊に一般金利は甚敷高率にして工事費に對する二割乃至三割の政府の補助金を以ては採算頗る困難なる傾向を來し、大正十四年度末迄の成功豫定面積十二萬三千百町歩に對して漸く九萬町歩の實蹟を擧げ得たるに過ぎず、而かも一般に耕種の方法幼稚なるが爲工事完成後の收穫豫期に達せず、事業經營上相當苦境に陥りしもの絶無

にあらざるのみならず、今後着手せらるゝ事業地は從來のものに比し採算一層有利ならざるもの多きを加ふるものと覺悟せざるべからず、是等の事情に鑑みるときは國家的重要政策たる本計畫の進展を期せむには從來に比し一層有利なる條件の下に勸奨を加ふるの必要あるを認め大正十四年末第五十一議會の開會中中央政府と折衝の結果政府の預金部より低利の事業資金及農事改良資金の融通を受けることゝし從來の資金難を緩和し更に事業の代行機關を設けて計畫の進展を確保すると共に農事改良資金の融通に依り施肥の増加を獎勵し品種の改良と相俟つて工事完成後の増收を圖り以て企業者の利潤を増加するの方策の下に産米増殖計畫を改訂して大正十五年度以降十二ヶ年(完成は十四箇年)間に新に

既成畝の灌漑改善 一八五、〇〇〇町歩

田を畝とする地目變換 九〇、〇〇〇

開墾干拓 七五、〇〇〇

計 三五〇、〇〇〇

の土地改良事業を施行し約八百二十萬石の産米増殖を圖ることゝせり。

之れを從來の計畫に比すれば年限に於て五ヶ年を延長する代りに面積に於て約二萬町歩の増加を來すことゝなれり。(附表土地改良事業施行面積表参照)

今前記三十五萬町歩の土地改良事業施行の年次別豫想を示せば左の如し。

産米増殖更新計畫に依る土地改良事業施行年次別表

(單位町)

年次	灌溉改善(大)			灌溉改善(小)			地目變換			開墾干拓			計		
	着手	工事中	竣工	着手	工事中	竣工	着手	工事中	竣工	着手	工事中	竣工	着手	工事中	竣工
大正十五年	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—
昭和二年	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—
同三年	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—
同四年	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—
自十一年	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—
同十一年	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—
同十二年	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—
同十三年	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—
同十四年	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—
計	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	—	七、五〇〇	七、五〇〇	—	六、二五〇	六、二五〇	—	二九、二五〇	二九、二五〇	—

第三節 朝鮮産米増殖計畫更新に依る事業繰延の事由

抑々朝鮮産米増殖計畫たるや大正八年の確立に係り工事費の如きも明治四十二年より大正七年に至る  
 既往十々年間に鮮内に於て施行せられたる土地改良事業の實際の經費を斟酌して

灌溉改善一反歩 (大地積 三十五圓 小地積 三十五圓)

地目變換同

四十圓

開墾干拓同

六十圓

と見積りしものなれども其の後物價の變動勞賃の昂騰等の爲め到底此の標準にては工事施行困難にして今日の實狀に徴するときは

灌溉改善一反歩 大地積  
小地積

五十四圓  
六十三圓

地目變換

七十六圓

開墾干拓

百二十二圓

を要すべきを以て豫定の面積を施行せんとせば補助金の如きも年々六百萬圓以上の支出を要することとなり、到底貧弱なる朝鮮財政の堪ふる處にあらず仍て補助豫算を年々五百萬圓程度に止めたる結果其の年次割の施行面積に減少を來し從て事業繰延を必要とするに至りたるものとす。  
今當初の計畫に基く産米増殖計畫と更新計畫と對照すれば左の如し。

當初の産米増殖計畫に基く事業年次別表

年次	土地改良事業施行面積		同上所要工事費	同上所要補助金
	着手	竣功		
大正九年	11,000 <small>町歩</small>	1 <small>町歩</small>	11,100 <small>千圓</small>	500 <small>千圓</small>

年次	土地改良事業施行面積		同上所要工事費	同上所要補助金
	着手	竣功		
大正十一年	二、一〇〇 <small>町步</small>	九、二〇〇 <small>町步</small>	六、七七〇 <small>千円</small>	一、五七七 <small>千円</small>
同十二年	二六、四〇〇	二二、〇〇〇	九、七七〇	二、三二一
同十三年	三三、七〇〇	二六、六〇〇	一一、七七〇	二、六七二
同十四年	三三、七〇〇	三三、四〇〇	一二、八九〇	二、九六六
同十五年	三五、一〇〇	三三、七〇〇	一三、一三〇	三、〇八二
昭和二年	三五、一〇〇	三四、一〇〇	一三、六九〇	三、一三四
同三年	三五、一〇〇	三五、一〇〇	一三、八九〇	三、一九四
同四年	三五、一〇〇	三五、一〇〇	一三、八九〇	三、一九四
同五年	三五、一〇〇	三五、一〇〇	一三、八九〇	三、一九四
同六年	三五、一〇〇	三五、一〇〇	一三、八九〇	三、一九四
同七年	三五、一〇〇	三五、一〇〇	一三、八九〇	三、一九四
同八年	一六、八〇〇	三五、一〇〇	一〇、三三〇	二、三四九
同九年	—	二四、六〇〇	三、九二〇	九二六
同十年	—	—	—	—
同十一年	—	—	—	—
同十二年	—	—	—	—



同十三年	1	1	1	1
同十四年	1	1	1	1
合計	47,500	47,500	16,000	36,500

更新したる産米増殖計畫に基く土地改良事業年次別表

年次	土地改良事業施行面積		同上所要工事費	同上所要補助金
	着手	竣功		
大正九年	5,700 <small>町歩</small>	1 <small>町歩</small>	2,140 <small>千円</small>	50 <small>千円</small>
同十年	3,590	4,500	9,760	2,230
同十一年	16,450	2,750	12,100	2,900
同十二年	15,150	16,690	9,036	2,000
同十三年	19,810	14,650	11,263	2,700
同十四年	17,800	19,450	13,500	3,000
同十五年	29,250	17,460	17,543	2,596
昭和二年	29,250	27,000	23,047	4,681
同三年	27,500	29,250	23,267	5,211
同四年	27,500	27,750	20,795	5,267
同五年	27,500	27,500	20,695	5,217

年次	土地改良事業施行面積		同上所要工事費	同上所要補助金
	着手	竣功		
同 六 年	二七、五〇〇 <small>可歩</small>	二七、五〇〇 <small>可歩</small>	二〇、六九五 <small>千円</small>	五、二七〇 <small>千円</small>
同 七 年	二七、五〇〇	二七、五〇〇	二〇、六九五	五、二七〇
同 八 年	二七、五〇〇	二七、五〇〇	二〇、六九五	五、二七〇
同 九 年	二七、五〇〇	二七、五〇〇	二〇、六九五	五、二七〇
同 十 年	二七、五〇〇	二七、五〇〇	二〇、六九五	五、二七〇
同 十 一 年	二七、五〇〇	二七、五〇〇	二〇、六九五	五、二七〇
同 十 二 年	四四、〇〇〇	二七、五〇〇	二一、六八九	五、三八八
同 十 三 年	—	四一、〇〇〇	一六、六〇六	三、九三〇
同 十 四 年	—	八、五〇〇	六、八八五	二、〇六六
合 計	四四七、五〇〇	四四七、五〇〇	三三八、六六六	八一、一三三

備考 △印は大正十四年着手の殘工事に對する補助金を示す。

#### 第四節 結 論

要之朝鮮産米増殖計畫は畚の改良擴張計畫と耕種法の改善計畫より成るものにして以上述べたる處は主として畚の改良擴張計畫即ち土地改良事業計畫なりとす、而して耕種法の改善に至つては

#### (一) 品種の改良

(二) 施肥の奨勵

(三) 栽培其の他の改良

(四) 指導機關の設置

(五) 農事改良資金の融通

等なりと雖詳細の説明は項を更めて説く處あるべし。

### 第三章 土地改良事業の實施計畫

#### 第一節 指導獎勵機關の設置

朝鮮產米増殖計畫は前章述ぶる如く土地改良事業の實施と耕種法の改善とを内容とするものにして此の内地改良事業計畫の實施に就ては獨立の主務課を設置するの必要を認め、大正九年度追加豫算を以て所要經費を計上すると同時に從來總督府總督官房土木部の所管とせし、農業水利に關する事務を殖産局に統轄せしめ亞で本計畫遂行上必要なる臨時職員設置制の公布せらるゝや所要職員を選任し大正九年十一月土地改良課を新設して専ら土地改良事業計畫遂行に關する畫策に當らしめたり、爾來事業の進展に伴ひ事務は漸次膨大し職員も亦次第に増加せるを以て大正十五年度に於ける產米増殖計畫の更新を機とし從來内務局社會課に於て主掌せし水利組合に關する事務を殖産局に移し同時に在來の

土地改良課を廢して新に土地改良課、水利課、開墾課の三課を設け分業的に夫々事業の進展を圖らしめんとし、大正十五年六月十四日分課制を制定し、以來實施中にして其の三課の分掌事務を示せば左の如し。

土地改良課の分掌事務

- (1) 土地改良事業の監査に關する事項
- (2) 土地改良基本調査に關する事項
- (3) 水利組合及土地改良事業を行ふ會社に關する事項
- (4) 其他水利課及開墾課の主管に屬せざる土地改良事業に關する事項

水利課の分掌事務

- (1) 水利組合の設置の認可に關する事項
- (2) 水利組合に於て行ふ土地改良に關する事業の助成に關する事項

開墾課の分掌事務

- (1) 國有未墾地に關する事項
- (2) 農業の目的を以てする公有水面中沼澤及干潟の埋立に關する事項
- (3) 水利組合以外の土地改良事業の助成に關する事項

更に土地改良事業の進展に伴ひ指導獎勵の徹底を期し事業施行の適正を圖る必要あるを以て小規模（一地域二百町歩未満）の土地改良事業は漸次之を地方廳の所管に移し各地方の實狀に應じたる施設を爲さしむる方針の下に先づ其の前提として朝鮮産米増殖計畫の更新を機とし各地方廳に各技師一名、技手二名、雇員二名の配置を企畫し大正十五年度に於て約其の半の設置を了したり。

## 第二節 土地改良基本調査

朝鮮に於ては前述の如く灌漑改善、地目變換、開墾开拓等各般の土地改良事業を實施すべき箇所頗る多きも從來精確なる調査資料に乏しく此等事業の緩急連絡又は統一を的確ならしむること能はざるのみならず投資家に在りても企業の前提として自ら事業を經營すべき適地の搜索に尠なからざる勞資を費さざるべからざるを以て一般企業者の意氣を阻喪せしむること尠しとせず依て朝鮮産米増殖計畫の確立せらるゝや其の施設事項の一として朝鮮に互り水系別に地押的に將來土地改良事業を施行し得べき地區の所在、面積、用水の關係、利用の方法、工事費の概算等を調査し將來に於ける耕地改良擴張の基本資料と爲すと共に其の結果を公表して普く一般企業家の資料に共し以て事業の促進に資せむとし、大正九年より調査に着手し爾來大正十五年度末迄に調査を完了したる面積は別表に示す如く八千九百九十五方里（干潟地を含まず）に及び之を朝鮮全土の總面積一萬四千三百十二方里に對比すれば約六割三分に相當す、而して此等調査完了の地域中土地改良事業を施行し得べき地區數は別表に示すが如

く一千九百八十七箇所にして其の面積は

既成番の灌漑改善

三〇〇、八三二町歩

田を畚とする地目變換

一三二、一八九

開墾

一六、七五一

干拓

七〇、七六〇

防水

一、五三七

其の他雜地(水路道路等)

七七、〇一三

計

五九九、〇八二

に及びり之を産米増殖計畫の四十四萬七千五百町歩(大正十四年度迄の施行豫定九萬七千五百町歩)なるに鑒るときは朝鮮に於ける土地改良事業の前途洋々たるものあり、總督府が曩に土地改良事業施行地區面積を約八十萬町歩と目算したるは必しも不當に非ざるが如し。

而して基本調査完了地域に對しては調査書の完成するに従ひ隨時土地改良事業地區の所在、面積、事業の種類及事業概算等事業の大要を公表すると共に一面詳細なる事業計畫書を本府及地區所在の道府、郡、島廳に備付して一般企業家の閱覽に供しつゝあり、今大正十五年度迄に調査完了せし成績を示せば左表の如し。

耕地改良擴張基本調査成績表

年度別	土地改良事業を行ひ得べき地區數	同上積	同上の内					防水面積	道路、水路及其他の敷地
			灌溉改善	地目變換	開墾	干拓	防		
大正九年度	八七	一四、七六七	一〇、四七三	一、七〇九	五二七	一、〇六八	一、〇〇〇	一九、八六七	
同十年度	三四三	一四六、三三六	七六、五四八	二六、七四四	四、七五五	一、二〇九	一八三	一九、八六七	
同十一年度	四三三	一三〇、七六七	六二、九九六	二九、二九六	六、二八〇	三、三六六	二八三	一五、五四六	
同十二年度	五六五	一六八、六〇〇	七〇、九六八	四、一〇三	二、〇九〇	二七、七七七	—	二六、六四三	
同十三年度	三三九	一五八、六一二	三三、四三〇	一四、八五七	二、一六九	一、九三三	三〇	七、三〇三	
同十四年度	二八	四八、九七六	三四、三三七	七、二九一	三三五	三八七	四一	四、六四五	
同十五年	一〇三	二九、二二五	一四、〇九〇	二、二三〇	七五五	—	—	三、〇〇〇	
昭和計	一、九七	五九、〇八三	三〇、八三三	一三、一八九	一六、七五二	七、七六〇	一、五三七	七七、〇三三	

備考

一、表中防水とあるは既成畜に對する防水設備のみを爲す事業を指すものなり。

### 第三節 土地改良事業代行機關の設置

#### 一、代行機關設置の事由

朝鮮産米増殖計畫を樹立するに當り助成金を交付して企業を獎勵するも朝鮮農家は、(一)一般に民度低く因循姑息にして打算に疎きこと、(二)企業を中心人物に乏しきこと、(三)技術者と資本を得

るに難きこと等の爲農民自らの企業を促進するが如きは容易に期待し難きのみならず、内地資本家と雖遠隔の地の事業施行及管理に關し危懼を抱き企業を躊躇する嫌ひなきにあらざるを以て一般企業者に代り事業遂行の任に當るべき組織あり、統一ある特殊の機關を設立して工事の調査設計、資金の調達斡旋、工事の施行、事業の維持管理等首尾一貫して之に任せしめ堅實なる企業の發達を促し計畫の圓滑なる進展に倚與する所あらしめむとせしが諸種の事情に依り實現するに至らざりしを以て土地改良事業の施行に當りては事業計畫、測量設計、工事監督等専ら建設に屬する事務は企業者が各個に夫々機關を設けて之に當らしむるの外なかりき而して此等機關に其の人を得ると否とは實に建設事務の適正に施行せらるゝや否やに關し延て事業の安危に係る重大問題なるを以て企業者は各其の人を得るに腐心せる處なりと雖元來建設事務たるや頗る短期間に終了するを常とし従つて多くの企業者が夫々多數の適任者を得ること難く假令之を得る場合に於ても相當優遇の途を講ずる必要ありて經濟的に事業を進展せしむること能はざりし憾あり、之が匡救は産米増殖計畫の遂行上最も緊要の事に屬するを以て産米増殖計畫の更新を機とし再び事業代行機關の設立を畫策し遂に朝鮮土地改良株式會社の創立を見るに至りたる外東洋拓殖株式會社に在りても土地改良部を新設して共に事業の代行に任ずることゝなれり。

## 二、事業代行機關の業務の範圍



(イ) 總 說

三十五萬町歩の土地改良事業に要する事業資金中低利資金の融通は後に述ぶる如く其の半額を東洋拓殖株式會社残り半額を朝鮮殖産銀行を通じて融通せしむるものにして右低利資金を東洋拓殖株式會社より融通する土地改良事業は大體に於て同社土地改良部に於て事業の代行を爲し、殖産銀行より低利資金を融通する事業は大體に於て朝鮮土地改良會社に於て事業を代行せしむることとせるも事業地の位置、當事者の希望等をも考慮する必要あるを以て實際の契約締結に當つては熟れも本府の承認を経るを要するものとせり。

(ロ) 本機關は工事施行の委任を受け又は之を請負はざるを原則とす。

抑々代行機關は朝鮮産米増殖計畫の遂行を確保し其の進展を圓滑ならしむる使命を帯び、政府の懲慫の下に成立せるものなるを以て代行する事業の安全確實を期するを第一義とし會社の利益は之を第二義に置くべきものとす、故に原則として工事施行の委任を受け又は之を請負はざるものとせり。蓋し工事施行の受託又は請負を認むるに於ては其の間弊害の醸生を豫想し得るのみならず爲に代行機關の不信を招き延て本計畫遂行に蹉跌を來すに至る虞あればなり。

然りと雖絶對に代行機關に工事の委託若は請負を爲さしめざることゝせば請負者等の團合に依り却て企業者に不利を來さしめ事業の進展を妨げらるゝ場合なきにあらざるを以て(一)豫定價格以

内にて落札人なきとき、(二)企業者に於て請負に依る工事施行を希望せず代行機關に之を委託し又は請負はしめむとするとき等特別の事情ある場合は例外として朝鮮總督府の承認を受け會社に於て工事施行を擔任し得ることせり。

(ハ) 事業代行機關の代行事務の種類

事業代行機關は企業者の委託により土地改良事業の代行を爲すものにして従て企業者の事務の性質上他に委託し得る事務は一切代行の目的となるものなり、  
即ち水利組合の企業の場合にありては

一、創立事務

二、測量設計

三、工事監督

四、其の他組合事務

等にして、個人企業の場合に在りては

一、測量設計

二、工事監督

三、其の他事業施行に附隨する事務等を擧ぐるを得べし

而して右列舉したる各種の事務は之を包括して委託することも又或る事務の一部を限り委託するも企業者の隨意とす。

#### 第四節 土地改良事業の實施設計並工事監督の助成

産米増殖計畫の遂行手段として指導獎勵機關の設置、助成金の交付、低利資金の融通及代行機關の設置等の施設を爲し來りしは既に之れを述べたるが本府は單に企業の勸獎を爲すのみならず、更に企業に當りては實施設計及工事監督等に技術員を立會せしめて企業の的確を期すると共に工事施行をして間然する處なからしめ以て本計畫の順調なる進展を圖る方針なり。

#### 第五節 工事費に關する補助

朝鮮に於ける産業振興策として緊要なるものは灌漑事業の獎勵にありとし、朝鮮總督府は始政以來（明治四十三年日韓合併以來）補助を與へて堤堰及沢の修築を獎勵し大正七年迄九箇年間に八十二萬六千圓を支出したりしが、大正八年本補助は其の財源と共に地方費に移付して國庫補助を廢すると同時に一方に於て水利組合補助規程を制定し工事費の一割五分を國庫より補助するの制度を設けたり、然るに朝鮮産米増殖計畫の確立せらるゝに及び之が遂行を確保せん爲大正九年十二月前記水利組合補助規程を改正すると共に新に土地改良事業補助規則を制定（大正十二年二月該規程の一部を改正す）して現に實施中なり、今其の規程の概要を摘録すれば左の如し

(一) 補助規程の概要

(イ) 補助事業の種類及補助率

土地改良事業の爲投下したる工事費に對し原則として左の割合を以て補助するものとす。

既成畚の灌溉改善

二割以内

田を畚とする地目變換

二割五分以内

開墾又は干拓に依る開畚

三割以内

特別の事情ある場合に在りては此の制限を越へて補助を爲し得る例外規定を設く。

(ロ) 土地改良事業と雖補助を爲さざる場合

開墾干拓事業と雖一地區十町歩未滿なるとき又は灌溉改善、地目變換を爲す場合若は之等の事業を他の事業と併せ行ふ場合に於て一地區の面積三十町歩以内なるとき及工事費豫算額五千圓未滿なるときは補助せず。

(ハ) 補助申請の手續

補助を受けむとする者は設計書其の他所定の要項を具備したる申請書を朝鮮總督に提出し同時に副本を事業地を管轄する地方長官に提出するものとす

(ニ) 補助指令及補助金の交付

朝鮮總督補助を爲すべきものと認めたるときは其の年度に屬する工事費を査定し之に基き補助額を決定して指令を爲す而して補助金の交付は公共團體の企業の場合に在りては其の事業年度終了前と雖企業者の請求に依り之を前渡することを得るも事業竣功後工事費の精算検査を爲して補助金の増減を決し減少の場合は返納を命じ増加する場合は企業者の申請に依りて之を詮議することとせり。

個人企業の場合に在りては各事業年度終了後其の工事出來形を檢查し工事費を檢定して曩の補助指令と對照し其の増減に従ひ曩の指令を更正して補助金を交付するにより現金の交付は概ね指令年度の翌年となるを常とす。

(ホ) 補助金算出の基礎となるべき工事費は左の費目に付朝鮮總督之を査定するものなり。

- (1) 測量設計費
- (2) 用地買収及補償費
- (3) 工事材料費
- (4) 勞 銀
- (5) 工事監督費
- (6) 其の他直接工事に要する費用

第六節 土地改良事業資金

一、土地改良事業に要する工事費

土地改良事業に要する工事費は第二章に於て述べたる如く朝鮮現時の實狀に依れば

既成畚の灌漑改善(大地積(二百町) 歩以上のもの) 反當 五十四圓

同 (小地積(二百町) 歩未満のもの) 同 六十三圓

田を畚とする地目變換 同 七十六圓

開墾干拓 同 百二十二圓

を要するものゝ如くなるを以て今産米増殖計畫による三十五萬町歩の土地改良事業に要する工事費を示せば大約左表の如く二億六千二百五十萬圓となるべし。

土地改良事業工事費概算

土地改良事業の種類	計畫面積	反當工事費	工事費總額
既成畚に對する灌漑改善 <small>一地區二百町歩以上のもの                      一地區二百町歩未満のもの</small>	一五七,〇〇〇町歩	五十四圓	八,四七〇,〇〇〇圓
同	三〇,〇〇〇	六十三圓	一,八九〇,〇〇〇圓
田を畚とする地目變換	九〇,〇〇〇	七十六圓	六,八四〇,〇〇〇圓
開墾干拓	七五,〇〇〇	百二十二圓	九,一五〇,〇〇〇圓
合計	三三二,〇〇〇	一	二六,三五〇,〇〇〇圓

## 二、工事費以外の諸費

工事費以外の諸費は一般事務費豫備費等にして果して之に幾何を要するやは素より事業經營の巧拙其の他の種々の事情に依り一概に論ずることを得ずと雖も從來の經驗に徴し大體工事費の一割五分にて足るものと推定せらるゝを以て前記工事費經費額に對し四千〇七十五萬圓を要するものとせり、故に三十五萬町歩の事業實地に要する經費總額は三億三百二十五萬圓となるべし、

## 三、政府の補助金

三十五萬町歩の土地改良事業完成に要する政府の補助見込總額は六千五百七萬圓にして其の内譯左の如し

### 土地改良事業に對する政府の補助金

土地改良事業の種類別	工事費總額	補助率	補助金
既成畝の灌漑改善	101,400,000	三・〇割	110,410,000
田を畝とする地目變換	6,400,000	二・五	1,710,000
開墾干拓	21,000,000	三・〇	17,100,000
合 計	128,800,000		149,220,000

## 四、企業者の調達資金

土地改良事業に要する經費總額三億三百二十五萬圓より政府の補助金六千五百七萬圓を控除したる二億三千八百十八萬圓が企業者の調達を要する金額にして此の内一億九千八百六十九萬六千圓は總督府に於て低利資金融通の斡旋をなし殘額三千九百四十八萬四千圓は企業者自身に於て調達を爲すものと看做せり。

而して企業者調達金算定の基礎左の如し

企業者調達金算出の基礎

土地改良事業の種類	事業面積	反當金	調達高金	摘 要
田を畚とする地目變換	九〇,〇〇〇町 <small>町形</small>	七〇〇	六三,〇〇〇,〇〇〇 <small>円</small>	開畚費反當七圓を企業者に於て調達するものと看做す 總面積七五,〇〇〇町歩より東拓自身の施行する七,〇〇〇町歩を除きたる殘餘の六八,〇〇〇町歩に對し反當四八八〇錢(反當工事費一二二圓の四割)を企業者に於て調達するものと看做す
開 墾 干 拓	六八,〇〇〇	四八八	三三,一八四,〇〇〇 <small>円</small>	
	一五八,〇〇〇	一	九六,一八四,〇〇〇 <small>円</small>	

備考 土地改良事業中既成畚に對する灌漑改善事業は専ら水利組合によりて企業せらるゝものなるを以て從て企業者の調達金を見込まず。

四、低利資金の構成

政府が調達の斡旋を爲す低利資金一億九千八百六十九萬六千圓の半額即ち九千九百三十四萬八千圓は大藏省預金部より融通を受け他の半額は東洋拓殖株式會社及朝鮮殖産銀行の兩社が各社債により



て各其の二分の一宛を調達し之を融通するものとす。

#### 五、低利資金貸出の方法及利率

大藏省預金部よりは總額九千九百三十四萬八千圓を十四箇年間に年利五分一厘を以て東洋拓殖株式會社及朝鮮殖産銀行に均分して融通し兩社は之に八厘の利鞘を取りて五歩九厘の利率とし、所要資金の半額を貸出し他の半額は兩社が七歩七厘見當を以て各其の社債に依り調達せる資金を八歩九厘見當を以て貸出しを爲すものにして之を企業者側より見るときは所要資金の半額は五歩九厘他の半額は八分九厘平均七歩四厘の利率を以て貸出しを受くることとなり從來の利率に比し約二歩六厘内外を低下せるのみならず、資金の調達頗る容易なる點に於て企業の促進に資すること甚大なるものあるは言を俟たざるなり。

#### 六、低利資金の回收

低利資金は工事期間を据置き二十五箇年(据置期間を含む)に均等年賦の方法により償還せしむるものとす。

# 여 백

## 第二編 朝鮮の灌漑事業

### 第一章 水利に關する舊慣

#### 第一節 堤堰及洑

##### 一、總 說

灌漑事業に付ては古來爲政者が之が施設に意を用ひしこと歴然たるものあり其の興廢の跡に至りては典籍の據るべきもの尠く、到底精密の調査を期し難しと雖新羅、百濟、高麗を経て李朝成宗の頃（今より約四百五十年前）に至る迄は時に若干の盛衰を見たりと雖漸次整備發達し來れるものゝ如きも中宗の代より四百年の間一般の秕政に伴ひ漸次荒廢に歸し近頃（大正七年頃の調査）迄殘存せしもの堤堰六千三百餘洑二萬七百餘を算したるも其の大半は充分の用を爲さず其の灌漑面積は畝總面積百五十四萬町歩の中僅に二十三萬町歩に止まれり。

##### 二、堤堰及洑の意義

堤堰は内地の溜池に該當し即ち土堤を築きて溪水又は雨水を貯へ灌漑の用に供する設備を謂ふ、堤堰は其の構造に依り二種に大別することを得一は山谷溪間に堤防を築きて雨水及溪水を受け之を貯ふるものにして他は平野の比較的高所を鑿掘して周圍に堤防を築き雨水を集むるものとす前者は後

者に比し多量の貯水を爲し得べく多くの堤堰は之に屬し後者の例は稀なり水門(又は水口とも謂ふ)は地形に依り一若は二、三を設け多くは堤防の兩端に置く其の石造のものは小穴ありて水を流出せしめ土石を以て之を調節し其の木造のものは板を上下して流水を調節す。

汎フ(又は渡ワ)は石、木又は土砂を以て河流を堰き止め灌溉の用に供する設備を謂ふ、河流を遮斷する爲に造築せられたる堰を汎垆フと稱し汎垆に依り遮斷せられて河水の停滯する部分を汎内と稱す汎より直入する水路を汎梁(一に汎溝又は汎水路)と稱し之を堰きて更に分水するものを狹汎(一に傍汎又は小汎)と稱す汎梁より水の氾濫するを防ぐ爲に設くる塘を垆と稱し築くに土俵及土砂を以てし水量多きに過ぐるとき又は不用の場合は之を決潰して排するも小なる汎梁は單に土地を開掘せるのみにして此等の施設なきもの多し海岸に近き平野部に於ける汎梁の多くは底面の凹凸著しく田畝に向ひ自然灌流するもの少く從て引水者はムルツレ屨(水龍又は桔槔とも書く)に依りて各自の耕地に揚水するの不便を忍びつつあり。

### 三、所有者

堤堰及汎の所有關係に付て見るに兩者共に官有及民有の區別あり又民有の中更に個人有と共有との別あるの點亦兩者同様なりと雖堤堰は概して官有に屬し汎は多く民間の共有に屬す蓋し歴代の朝に於て灌溉事業に意を注ぎ特に官を設けて施設に當らしめたるは主として堤堰にして汎は特に國有地

を灌漑する爲經營せるに過ぎずして多く民間の經營に委したり以て兩者の差異茲に至れるものと認めらる。

共有の堤堰洩は蒙利者の共有に屬するものにして個人有の堤堰洩には自己の土地を灌漑する爲に設くるものと土地を灌漑し其の代償として一定の水税(用水料)を徴するものとあり。

#### 四、所有者の蒙利者との關係

宣有のものに於ては蒙利者は用水の供給を受くるの公的權利あると共に水税を納むるの義務を有す蒙利區域内に在る番は當然引水するものと看做され而も水税の義務は國の一方的意志に依りて定まれるものゝ如し。水税は營造物使用料の性質を有し一斗落に付粗三升乃至一斗の例多く給水狀況如何に拘らず之れを納付するを要す此の収入は施設の管理に従事する吏員の費用等に充當したるもの如し。(一斗落と稱するは番の面積に對する稱呼法にして各地方に於て著しく廣狹あり少きは百五十坪より多きは四百坪以上に及ぶ例あり)

堤堰洩の修築は若干の變遷を経たる後専ら蒙利者の夫役に俟つ習慣となるに至れり、蒙利者の權利義務は土地に附隨して存するものにして土地の所有者に變更あるも水利に關する權利義務は何等の影響を受くることなし。

利害關係者の共有にあらざる個人有の堤堰洩に於ては水税が引水の對價たるの性質顯著にして官有と異なり、堤堰洩の所有者が堤堰洩の修築を怠りて給水を完うせざるときは蒙利者は自ら之を修

築して水税を差引くことを得るの慣習あり然れども毎歲の水税は必らずしも毎歲の給水に對する對價にあらず、されば雨水豊富にして堤堰、沢の利を蒙ることなき歲と雖水税を免るゝことを得ず唯凶年に於て減免することあるは堤堰、沢所有者の恩恵と見るべく而も此の慣習多く存せしものゝ如し是等の慣習は堤堰沢の所有者若は蒙利地の所有者等の變更に依り何等の變動を來さざるを常とす。

## 第二節 水利事業の企業及經營

新に灌溉事業を興し又は其の設備を經營するに就ては舊來何等の取締規定なく全く民間の自由にして或は耕地の所有者自身之企業者たる場合あり又蒙利地に全く利害の關係なき者に於て營利的に灌溉の設備を爲すものあり、後者の場合に於て企業者と蒙利者即ち地主との間に締結する水の供給使用に關する契約に二あり、即ち一は工事竣功後土地を割讓するものにして他は竣功後水税を徵收するものなり。

土地分割に依るものは施設竣功したるときは土地を割きて企業者に與ふるものにして土地割讓の程度は折半を以て最も多き例とす之に竣功後直に分割して與ふるものと一定期間水税を徵して其の間設備の良否を検し成功確實なるを認むるに及んで實際土地を割讓するものとあり結局土地を以て報酬と爲す點に於て兩者異なるなし。

水税を徴するものにも一定の期間之を徴するものと永久に徴するものとの二種類あり水税額に付ても一定不變のものと年により率を異にするものとあり。

蓋し文化の普及せざりし朝鮮としては如斯慣習を生じたるも又已を得ざる處なりと雖農民多數が計數に疎き結果概して企業者が不當の利得を獲得したる傾向ありしは争ふべからざる所なり。

## 第二章 堤堰及沢に對する近代の施設

帝國保護政治の行はるゝに及び灌漑事業の振興を計畫するや之に必要な氣象洪水其の他に關する觀測調査等未だ整はざるを以て先づ從來の堤堰及沢の改修復舊を圖るを以て捷徑なりとし明治四十二年度より其の調査を開始し設計監督は地方廳に於て之を爲し勞力を蒙利者の負擔とし工事に關し出費を要するものに對しては國庫より補助金を交付し次で補助を受けて修築する堤堰及沢に付ては蒙利者をして契（共同事業を爲すため設けらるゝもの）を組織せしめて之が維持管理に當らしむるの制を開きたり而して大正八年度以降は補助費整理の結果財源を地方費に移付すると共に其の補助を地方費に移したりしが大正七年度迄に支出したる補助金額總計八十二萬六千餘圓にして之に依り修築せるもの堤堰沢一千九百三十七箇所其の灌漑面積約五萬四百餘町歩に達したり（次表參照見）而して官有に屬する堤堰及沢は之が管理を地方長官に委し之が維持に關する諸費は蒙利者をして負擔せしむと雖特に水税等の名を以

て報償を徴することなし。

堤堰沢修築年度別成績表

年 度	修築箇所數	灌 漑 面 積	增收見込數量	國庫補助額	備 考
明治四十二年度	10	3,360 <small>町</small>	1,340 <small>石</small>	1,000	四十三年度に於ては慶北に補助したるも翌年度に繰越施行す
同 四十三年度	1	—	—	500	
同 四十四年度	65	3,363.0	10,390.0	13,777	
同 四十五年度	275	6,453.4	15,770.0	70,800	
大正元年度	338	6,449.6	22,759.0	90,000	
同 二年度	390	7,840.1	22,468.0	140,000	
同 三年度	386	7,041.3	16,245.8	140,000	
同 四年度	198	7,533.7	17,337.5	140,000	
同 五年度	203	6,833.0	17,080.0	140,000	
同 六年度	93	4,583.6	17,148.6	90,000	
同 七年度	193	5,421.7	18,442.9	86,007	
計					

備考 大正八年度以降に在りては地方費に財源を移し是等修築に對する國庫補助之を廢したると共に修築すべきものは大體七年度を以て終了し八年度以降は多く新設に屬するが故に本表には之を省略す。



堤堰洩修築道別成績表

道別	修築個所數	灌溉面積	道別	修築個所數	灌溉面積
京畿道	九三	二、五九四・三 <sup>町</sup>	黃海道	一〇三	二、八六一・一 <sup>町</sup>
忠清北道	二九	二、三九三・五	平安南道	二七	七〇四・五
忠清南道	一九〇	三、六四四・〇	平安北道	四九	一、〇九・三
全羅北道	四七八	一三、五九八・八	江原道	一九	三七八・六
全羅南道	三三五	四、七七九・九	咸鏡南道	一九	二、四九三・〇
尙北道	二五九	九、三〇四・一	咸鏡北道	一六	一、三三〇・〇
尙南道	二六八	六、七四七・二	計	一九七三	五二、〇三六・二

備考 修築個所及灌溉面積が前表と符合せざるは本表に於ては大正八年度修築に係る個所及灌溉面積を含むに由る。

### 第三章 灌溉事業に對する取締

本編第一章に述べたるが如く韓國政府時代に在りては灌溉事業の企業經營に就ては何等の取締を加ふる事なく全く民間の自由に放任せられたりしも斯の種事業たるや其の計畫、設計の良否は直接企業者自身の利害休戚に關するは勿論他の灌溉、排水、道路又は治水事業等公共の利益に影響すること尠からず加之動もすれば營利的灌溉事業經營者が農民の理數に通せざるに乘じ利益を壟斷せむとする虞なきに非ざるを以て大正元年九月通牒を發し堤堰、洩の修築、浚渫に係るものを除き其の新設、再興

及機械力に依る揚水の設備は總べて官の認許を受けしむるの制を設け以て設計等を審査し尙ほ灌漑關係者共同の事業に非ざるものは企業者と灌漑關係者との契約の内容を検し不備のものに付ては相當指導の上訂正せしめ尙ほ經營の形式に付ては可成地元人民の共同經營たらしめ之に依る能はずして企業者をして經營せしむるときは所謂水税を徵收して元利償還及企業報酬に充つるの方法に依らしめ土地分割方法に依る企業報酬の如きは地方の慣習又は其の他の理由に基き之れに依るを利益とし且又工事の性質上土地分割後工作物の破損等に基因し農民が不測の損害を蒙るが如き虞なき場合の外之を認めざるの方針を採れり。

右取締方針に基き本府の認許を受けて爲したる灌漑事業は大正十五年三月末に於て一二七箇所灌漑面積一二、二八二町步にして内地主共同事業七十一箇所面積三、六五一町五、用水料を徵收するもの十六箇所面積四、二七五町、個人事業三七箇所面積三、五七二町一、土地分割に依るもの三箇所七八三町六なり。

## 第四章 水利組合

日露戰役後内地人營農者頓に増加し大規模の灌漑事業を企畫するもの續出するに至り時の政府に於ても關係地主の鞏固なる團結經營に俟つに非ざれば灌漑事業の發展を期し難きを認め光武十年（明治三

十九年) 水利組合條例を發布し政府監督の下に公的法人の經營として該事業の發展を獎勵し若干組合の設立せらるゝものあるに至れり該規定は併合後尙ほ存續したりしも規定の内容簡に失し急激なる時勢の進展に伴ひ簇出せんとする組合新設の機運に順應し能はざる感あるを以て大正六年七月制令第二號を以て朝鮮水利組合令を公布し同年十一月一日舊法令を廢止すると同時に新令を施行し組合の制度に對し一段の整備を來すに至れり然れども水利組合の設立には事業の調査設計の完備を必要とし之れが爲には多額の經費と適當の技術者とを要し而も如斯一時的の調査の爲めに特に相當の技術者を得ること困難なるより水利組合に關する制度は面目を改めたるに拘はらず事業の興起尙ほ遅々たるものあり之れが爲め大正八年四月水利組合補助規程を制定し申請に依り事業の調査設計を政府に於て施行すると共に工事費に對し百分の十五以内の補助金を國庫より交付するの途を開きたるが大正九年十二月別に土地改良事業補助規則を制定し事業に對する助成は從來の水利組合に對するものゝ外個人經營の事業に對しても補助金を交付するの途を開き同時に補助の率も工事の種類に依り二割、二割五分或は三割に増率し更に産米増殖計畫の更新に依り新に低利資金の供給、代行機關の整備等事業の促進に努めつゝあり。

今光武十年水利組合制度の創設せられてより昭和元年末に至る迄に設立せられたる組合數及其の灌溉面積等を示せば左の如し。

水利組合現況一覽表

(昭和元年十二月末現在)

○京畿道

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積	工事着手 竣工年月	創立當時の事業費總額 同上平均反當	組合費總額 同上平均反當
麗華	水原郡 日菫面 安龍面	大正 八、五、三	灌溉、排水	二四町	自大正八、五 至大正九、三	四、三四八、〇〇 <small>円</small>	一、九四〇、〇〇 <small>円</small> 七
深谷	抱川郡 新北面	八、三、五	同	七 <small>町</small>	同 同 同 <small>修繕の工事取費の上 修繕工事を總行す。</small> 九、二、九、二	二四、四〇、五〇、〇〇	三、七五八、〇〇 四、七
長芝堤	水原郡 東灘面 城湖面	九、七、五	同	三	同 同 同上	三、九二〇、〇〇 三、〇、三〇 三、〇、九	四、三九〇、〇〇 六、八七
陽東	金浦郡 富川郡 陽東面 桂南面	一〇、九、一五	灌溉排水及 水害豫防	六三	同 同	七四、五五〇、〇〇 一、一五六	九四、三三〇、〇〇 一五、一九
臨津面	坡州郡 臨津面	一〇、二、四	灌溉、排水	四六	同 同	二七、〇九九、〇〇 四九、九七	二八、四九六、〇〇 六〇九
永北	抱川郡 永北面	一一、二、三	同	六七	同 同	四五、〇〇〇、〇〇 六七、三	六五、九四一、〇〇 九、七七

忠州	忠州郡 忠州面	二、四、一	同	三九四	同	同	同	三、九六、〇〇	三、二五、〇〇
明岩堤	清州郡 清州面	九、七、二	同	一八〇	同	同上	九六、七、〇〇	一四、二七、〇〇	七、九〇
義林池	堤川郡 堤川面	八、六、二	灌漑、排水	二七七	同	自大正八、八、六	一、四四	一、一九	三、二五、〇〇

○忠清北道

計	一〇ヶ所			六、七七			五、〇〇、四、〇〇	六九三、八八五、〇〇	一〇、一〇元
利川	利川郡 夫鉢面	三、三、八	灌漑排水及 水害豫防	二三	昭	昭和	九七四	一〇、四六	二、七九、〇〇
富平	富川郡 金浦郡 高村面 陽西面	二、三、四、九	灌漑、排水	三、〇〇	同	同	二、九二九、九五、〇〇	三九九、九四九、〇〇	一〇、四四
陽川	金浦郡 陽西面	二、三、二	同	五九五	同	同	三五、七五三、〇〇	五九、二七、〇〇	九、九九
津南	長淵郡 津南面	二、〇、二	灌漑排水及 水害豫防	二六八	同	同	二、〇七六、〇〇	二、〇六六、〇〇	八、六七

○忠 清 南 道

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積	工事着手竣功年月	創立當時の事業費總額	組合費總額
蓮堤	清州郡 江外面	二、七、六	灌漑、排水	二六	同 同 修繕の工事費の 修繕の工事費の 修繕の工事費の 修繕の工事費の上 修繕の工事費の上 修繕の工事費の上 修繕の工事費の上	三三、六三、〇〇 一一、〇七	二〇、〇〇、〇〇 七、七六
計	四ヶ所			一一五		五三、二九、〇〇 四七、六五	六、〇三、〇〇 五、四九

馬九坪	論山郡 夫赤面	明治 四、三、一	灌漑、排水	三二	自治 至明治四、三	三五、六四、〇〇 一、〇一	八、五〇、〇〇 二七
新灘津	大田郡 北面	大正 九、二、三	同	一四〇	自治 至大正二〇、九	九二、〇〇、〇〇 六五、七九	一一、〇〇、〇〇 八、〇一〇
梧鳳堤	唐津郡 新北面	一一、三、三	灌漑	五〇五	同 同 同 同	一九、〇七、〇〇 三九、五七	一〇、七〇、〇〇 四、〇一
舒川	舒川郡 舒川面外五ヶ面	一一、四、二	灌漑、排水	三、五〇〇	同 同 同 同	二、四六、九七、〇〇 七六、五五	二〇一、四〇、〇〇 五、七五
碧井堤	洪城郡 廣川面 龜項面	一一、〇、三	灌漑	七五	同 同 修繕の工事費の 修繕の工事費の上 修繕の工事費の上 修繕の工事費の上	二二、〇七、〇〇 三六、九七	三、三六、〇〇 四、一四

○全羅北道

龍進	益沃	古阜	全益	臨益	沃溝西部	計	溫陽
全州郡 龍進面	益山郡 益山面 沃溝郡 大野面外五ヶ面	高敞郡 興德面 井邑郡 古阜面外七ヶ面	益山郡 春浦面 全州郡 參禮面	益山郡 臨波面 益山郡 黃登面外二ヶ面	沃溝郡 舊邑面、米面 明治 四、二、八	六ヶ所	牙山郡 溫陽面 外二ヶ面
二、八、八	九、二、五	大正 五、五、二	四三、二、三四	四三、二、二	灌溉排水		一五、一、六
同	同	同	同	同			同
一七	九、四三	四、三三	一、四四五	三、三四三	町 四九〇	五、八四	一、三六三
同	同	自大正 至大正	同 同 修繕の工事籌收の上 を施行す	同 同	自明治 至明治	同	同 同
一、一、八	九、二	五、五、五	四四、一	四三、二	四三、四	一五、五	一四、二
一七、九、〇〇	六、一八四、九、九〇	五、四〇、〇〇〇	一、一、六	二〇〇、八、〇〇〇	九〇〇、〇〇	三、四六四、三、四〇〇	六、七、〇、〇〇
一〇〇、五五	六、五、六六	一、二、六〇		六、一〇	一八	五九、五九	五三、五九
一五、五七、〇〇	六、三六、一、〇〇	一、五七、五九、〇〇	二、三、〇〇、〇〇	一〇、八、三九、〇〇	一、八八、五、〇〇	三〇八、一八九、〇〇	六、三、〇、六九、〇〇
九、一、六	六、六五	三、六五	七	三、四	三八	五、三〇	四、九三

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積	工事着手竣功年月	創立當時の事業費總額 同上平均反當	組合費總額 同上平均反當
赤城	淳昌郡 赤城面	一四、六、三〇	同	一〇	自大正一四、七 至大正二五、六	七、三〇一、〇〇 四九、三	一〇、五五五、〇〇 七、〇〇
東津	金堤郡 外二郡 金堤面外十九ヶ面	一四、八、一九	同	一四、五六	昭和 一四、九 四、三	七、三九六、〇〇〇 五〇、八〇〇	六五八、九一九、〇〇 四、五三
計	八ヶ所			三、九一〇		一四、五六四、七五五 四三、一〇〇	一、五九〇、一六六、〇〇 四、六九

○全 羅 南 道

靈光	靈光郡 靈光面	三、三、二五	灌漑排水及 水害豫防	二、六〇〇	同 三、三、二 同 一五、五	二、一〇八、一〇一、〇〇 七七六	一七六、六八四、〇〇 六、八七
松旨	海南郡 松旨面	一四、五、三〇	灌漑、排水	三〇〇	大正 一四、六 昭和 二、五	三、三六、三三、〇〇 七五、四	二、五、三三、〇〇 八、五一
平洞	羅州郡 平洞面 光州郡 東谷面	一四、三、一〇	灌漑	三六一	同 一四、三 昭和 二、三	一七、三六五、〇〇〇 四八、六	一八、七六〇、〇〇 五、三
黃龍	長城郡 黃龍面 長城面	一五、四、三	灌漑、排水	二六	同 一五、四 昭和 二、三	一、〇〇、〇〇〇 三、四三	五、一〇、九、〇〇 三、九



計	四ヶ所		三、三六九		二、四六〇、二四、〇〇〇 七、二、五七九	三、七、九九五、〇〇〇 六、七、三
---	-----	--	-------	--	-------------------------	----------------------

○慶尙北道

迎日	迎日郡 大松面 外七ヶ面	五、三、三	同	一、四〇〇	自大正五、三 至大正七、三	二〇七、二六四、〇〇〇 一四、八	八四、四八〇、〇〇〇 六、〇三
普門	慶州郡 慶州面 内東面	一〇、四、〇〇	同	三八〇	同 同 一〇、五 一一、七	四八、四三三、〇〇〇 一一、七四	七、〇一六、〇〇〇 一、八五
壽城	達城郡 壽城面	一三、五、六	灌漑	三七〇	同 同 一四、三 一三、六	一七、一三七、〇〇〇 四六、三	一〇、三三三、〇〇〇 二、七四
慶山	慶山郡 慶山面外三ヶ面	一四、八、三	灌漑	一、四〇四	同 同 一四、九 一五、六	六六三、三九〇、〇〇〇 四七、三四	七三、五九三、〇〇〇 五、二四
計	四ヶ所			三、五五四		一、〇九〇、三七二、〇〇〇 三〇、六八	一、七五、三二二、〇〇〇 四、九三

○慶尙南道

密陽	密陽郡 密陽面 上南面 府内面	明治 四三、二、五	灌漑排水及 水害豫防	七六	自明治四三、四 至明治四三、六	三四三、五〇〇、〇〇〇 四四、一五	四三、五、〇〇〇 五、五九
----	--------------------	--------------	---------------	----	--------------------	----------------------	------------------

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積	工事着手竣功年月	創立當時の事業費總額 同上年平均反當	組合費總額 同上年平均反當
金海	金海郡 金海面外二ヶ面	大正 元、二、九	灌漑排水 水害豫防	一、九七	自大正 二、二 至大正 四、一〇	一七、九六〇、〇〇 八、八六	六九、四三〇、〇〇 三、四八
大渚	金海郡 大渚面	五、二、四	同	一、八〇七	同 四、九 同 六、七	一九、一〇五、〇〇 一一、〇〇	八七、八〇四、〇〇 四、八六
下東	金海郡 下東面	九、一、三	同	六九八	同 九、二 同 一〇、四	二七、九七〇、〇〇 五九、八	六〇、五七七、〇〇 八、七
都泉	昌寧郡 都泉面 靈山面	九、三、九	同	一四七	同 九、三 同 一〇、三	三三、二九〇、〇〇 三三、八九	七、八四九、〇〇 五、三三
大山	昌原郡 大山面 東面	九、一、六	同	一、三三〇	同 九、二 同 一、六	一〇、四九、六四七、〇〇 七、七五	一四五、六〇一、〇〇 一〇、八〇
咸安	咸安郡 伽倻面 外三ヶ面	一〇、三、七	同	一、一五三	同 一〇、三 同 二、四	一、三六四、八一〇、〇〇 一〇、一〇	一九一、九六七、〇〇 一六、六五
北面	昌寧郡 北面	一〇、五、三	同	三〇七	同 一〇、六 同 二、六	三六、一四八、〇〇 二、七	四三、九八三、〇〇 一、四
初同	密陽郡 初同面	一〇、二、六	同	四三	同 二、二 同 一、三	八四三、八五八、〇〇 一、五、七	八〇、三七〇、〇〇 一、八、六四

蟾 津 江	河東郡 河東面 赤良面	一五、四、一七	灌漑排水及 水害豫防	三〇八	昭和 二、六	二五九、九四〇、〇〇 八四、四〇〇	三三、六六二、〇〇 一〇、九三
中 南	蔚山郡 中南面	一五、四、六	灌漑、排水	二三〇	昭和 二、三	二四一、六三三、〇〇 一〇、三五	三、七五〇、〇〇 九三
鼓 谷	昌寧郡 南谷面	一五、二、三五	灌漑排水及 水害豫防	二三三	昭和 二、三	五九〇、〇〇〇、〇〇 三三、三	五、四三〇、〇〇 四、四〇
三 浪 津	密陽郡 下東面	一四、五、三〇	水害豫防	一一	同 一五、三	三三、三七〇、〇〇 二六、三	五、五、〇〇 〇〇、五〇
第二威 安	威安郡 伽椰面 仁山面 代山面	一四、三、一一	同	五八〇	昭和 二、二	七三三、九一、〇〇 〇一、三三、一〇	六〇、二五七、〇〇 一〇、三
靈 南	昌寧郡 靈山面 外三ヶ面	一四、二、二二	同	一、〇三	同 一五、三	一、四九八、四〇〇、〇〇 一四、五	一四〇、六三〇、〇〇 一三、六
下 南	密陽郡 下南面 外二ヶ面	一三、二、三五	同	一、八七六	同 一五、五	二、一四一、〇〇〇、〇〇 一四、〇一	三三、九三六、〇〇 二、八
東 面	昌原郡 東面 大山面	二、一〇、六	灌漑排水及 水害豫防	八三三	同 一三、六	九三三、〇六八、〇〇 一一〇、〇七	一三四、四八、〇〇 一四、九四
梁 山	梁山郡 梁山面 東面	二、三、三二	灌漑、排水	一、二七〇	同 一三、八	一、三六八、九九〇、〇〇 一〇七、六一	一四八、〇八四、〇〇 三三、六六

計	組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積	工事着手年月	創立當時の事業費總額 同上平均反當	組合費總額 同上平均反當
十八ヶ所					一四、九三七		二、七六、八三〇、〇〇 七六、八六	一、四九一、八〇五、〇〇 八、九八

○黃海道

計	仙山	安寧	延海	白陽
四ヶ所	海州郡 西邊面	鳳山郡 載寧郡 安岳郡 文山面外二ヶ面 西鍾面	延白郡 海州郡 青龍面外三ヶ面	金川郡 好賢面
	一五、二、三四	一五、一〇、二六	一四、二、一九	一三、五、六
	灌漑	灌漑排水及 水害豫防	同	灌漑、排水
	五〇	九、〇〇〇	九、五〇八	三五
	昭和 二、三	同 昭和 四、七	同 昭和 三、四	同 昭和 四、二
	一、七五、二、五四七、〇〇 七三三	六、二五三、六三三、〇〇 六九、四九	七、三六、六九一、〇〇 七七、五〇	九六、八七〇、〇〇 四三、九四
	一、三五六、四〇〇、〇〇 七三三	三、六〇八、〇〇 三、二四〇	七、六九、七〇〇、〇〇 八一〇	一七、三〇一、〇〇 七、六九

○平安南道

○平安北道

大同	大同郡 南兄弟山面	10,833	灌漑、排水	300	自大正10、8 至大正23、5	259,350.00 81,031	27,550.00 8,611
江西	江西郡 水山面 外二ヶ面	13,216	同	1,335	同 13、2 同 13、11	1,133,811.00 8,078	98,550.00 7,444
同和	大同郡 南串面 龍淵面 中和郡 唐井面	15,424	灌漑	4,240	同 15、4 昭和三、三	2,069,230.00 58,114	330,040.00 7,561
平安	平原郡 東頭面外四ヶ面 大同郡在京里面外三ヶ面	15,929	灌漑排水	4,556	同 15、4 昭和四、三	4,845,866.00 106,366	349,640.00 7,671
計	四ヶ所			6,635		6,475,415.00 97,740	507,790.00 7,661

大正	龍川郡 府内面 外三ヶ面	3,103	同	7,340	自大正四、三 至大正七、五	1,333,199.00 170,071	566,760.00 7,441
三橋川	龍川郡 楊下面 楊西面	6,518	同	800	同 同 昭和三、三 昭和三、三 昭和三、三 昭和三、三	51,420.00 6,477	5,640.00 6,331
同仁	定州郡 大田面外二ヶ面 博川郡 西面	9,933	同	4,633	同 10、1 同 13、6	3,146,291.00 76,600	343,430.00 8,311

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積	工事着手竣工年月	創立當時の事業費總額 同上平均反當	組合費總額 同上平均反當
博川	博川郡 北面 外五ヶ面	三三、二六	灌溉、排水	三、〇五	自大正三三、三 至大正三三、二	二、〇一九、四八〇、〇〇 六、六九八	二五三、九一、〇〇 八、四三
龜泰	龜城郡 五峯面 泰川郡 南面	一四、二、二六	同	七、六	同 續ク 既成工事ヲ 組合ヨリ引	三〇〇、〇〇〇、〇〇 四〇、二〇	二四、七〇、〇〇 六、六
楊市	龍川郡 楊光面 東下面	一五、八、三	同	二、二	同 同 一五、二	四、四六、〇〇 四〇、九三	八、一〇一、〇〇 七、七
光津	義州郡 光城面	一五、九、二九	同	一、七	同 同 一五、九 一五、三	七、七〇、九三、〇〇 四〇、七三	二、七六、〇〇 七、三
計	七ヶ所			一、七、四八		七、七〇、九三、〇〇 四、四一、四〇	一、二六、二八、〇〇 七、七

○江 原 道

文幕	於雪						
原州郡 建登面 富論面	鐵原郡 於雲面	八、七、二八	同	五、三〇	同 同 一三、四	三、三三、九七五、〇〇 四二、二六	五、三、〇一、〇〇 一〇、一
平原郡 南面	平原郡 南面	九、三、七	同	五、〇〇	同 同 一〇、二 一一、三	三、九、五六二、〇〇 七、一、三五	三、八、二四、〇〇 一、七

春柳	定平郡 春柳面 長原面	三三、四二、一一	同	一、一〇九	同	一三、三三	四一五、九三、〇〇	三七、五〇	五一、三〇六、〇〇
南大	端川郡 波道面	二二、三三、三四	同	四九	同	一三、六	二九八、一七、〇〇	二六、九一	一八、〇〇六、〇〇
荏子洞	北青郡 下車書面	一一、三二	同	一七三	同	一三、三	四八、三〇、〇〇	二七、九七	—
安鶴	安邊郡 鶴城面 安道面	一一、一、三	同	九三六	自大正二、三 至大正三、一〇	—	五四〇、〇九四、〇〇	六〇、四一	五八、三七六、〇〇

○咸鏡南道

計	五ヶ所	一一〇三	—	—	—	—	七、六四、三九、〇〇	三三、七	七三、一六三、〇〇
亭淵	平康郡 鐵原郡 於雲面 南面	一五、二、三	同	三〇六	昭和二、三 昭和二、七	—	二四、三三、〇〇	六四、五九	一四、八〇六、〇〇
中央	鐵原郡 平康郡 縣内面 東松面外七ヶ面	一一、〇、四	同	九、七〇	同	一四、五	六、〇八、六四、〇〇	七八、七〇	六三、七、四九、〇〇
高城	高城郡 高城面	一一、四、一	同	五〇四	同	二、二、五	三七、七六、〇〇	六五、五六	三九、三三三、〇〇

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積	工事着手年月	創立當時の事業費總額 同上平均反當	組合費總額 同上平均反當
良一德	北青郡 德城面 良家面 北青面	二四、二、一〇	灌漑	一、二四五	自大正二四、三 至大正五、三	五九、八、一〇〇 四七、五七	四〇、一三三、〇〇 三三
計	五ヶ所			三、九二三		一七三、〇三三、〇〇 四四、三	一七三、〇三三、〇〇 四、二九

○咸鏡北道

組合名	組合區域	設置年月日	事業目的	蒙利面積	工事着手年月	創立當時の事業費總額 同上平均反當	組合費總額 同上平均反當
穩城	穩城郡 穩城面 外二ヶ面	二三、三、二九	灌漑、排水	八二	同 二三、三、三	四六三、九八二、〇〇 五七、〇八	四三、一六三、〇〇 五
鶴東	城津郡 鶴東面	一四、一〇、一六	同	三三	同 一四、一〇、二 一五、一、三	八一、七三六、〇〇 三九、五九	一〇、四一〇、〇〇 四、八九
樂山	慶興郡 蘆西面	二五、二、三	同	一、〇七六	同 一五、二、三 昭和三〇	六〇、〇〇〇、〇〇 六一、二九	八、〇四九、〇〇 七四八
計	三ヶ所			二、一〇三		一、一〇、四一八、〇〇 五七、三三	一三三、〇三三、〇〇 六三
合計	八十二ヶ所			二九、一〇九		七、七、〇五〇、〇〇 五九、七三	八、七四六、九二九、〇〇 六、八〇



## 第五章 灌漑事業の現況

從來に於ける灌漑事業に對する施設に就ては既に述べたる所の如し今昭和元年十二月末に於ける灌漑設備の完備せるものを示せば

在來の堤堰淤に依るもの

二十三萬八千九百六十六町步

補助を受けて修築せる堤堰淤に依るもの

五萬二千三十八町步

水利組合に依るもの(竣功せるもの)

八萬六千八百十八町步

官の認許を受けたる個人經營に依るもの(本府及地方廳共)

一萬三千八百五十二町步

合計

三十九萬一千六百七十四町步

にして此の外國有未墾地貸付又は公有水面埋立免許に依り畚となりしもの八千七百八十五町步を加算するも畚の總面積百五十六萬餘町步に比すれば大約其の四分の一強に過ぎずして他の百十六萬餘町步は實に天水に委せざるべからざる實況にあるを以て今後益斯業の進展を期圖せざるべからざるものとす。

而して大正十年以降個人の灌漑改善事業に對し補助を與へたるものを掲ぐれば左の如し。

補助を與へたる個人の灌漑改善事業一覽表 (昭和元年十二月末現在)

企業者氏名	事業地	蒙利面積	補助開 始年度	竣工 未竣工	摘 要
申乃雨	全羅南道 高興郡 道陽面	四五町 〇	一〇年度	竣工	
長岡拓殖 株式會社	京畿道 金浦郡 高村面 郡内面	四七四・五	一〇	同	
松原忠六	全羅南道 珍島郡 珍島面	四三・六	一〇	同	
高榮伍七	江原道 平康郡 伊川郡 東西面 東面	一〇六・〇	一〇	同	
姜夔濟	咸鏡南道 利原郡 東面	三六・五	一〇	同	
金東達	慶尙南道 金海郡 大湍面	一七・二	一〇	同	
李錫春 林憲京	黃海道 金川郡 好賢面	三三五・五	一〇	同	白陽水利組合に變更
李泰植	忠清南道 洪城郡 龜項面	五七・六	一一	同	碧井堤水利組合ニ引繼

富田保次	朴鳳集	廣瀨長康	南海拓殖株式會社	東洋拓殖株式會社	片倉殖産株式會社	李鍾弼	大池源次	企業者氏名
江原道 鐵原郡 平康郡 南面	咸鏡南道 新興郡 元平面	慶尙南道 昌原郡 北面	慶尙南道 咸安郡 伽倻面	全羅南道 羅州郡 細枝面	平安北道 寧邊郡 博川郡 南面 獨山面	同 羅州郡 旺谷面	全羅南道 海南郡 伽倻面	事業地
三〇九・四	四〇・〇	二四三・五	五六九・九	三〇〇・〇	六二四・〇	六三・五	五五・〇 町	蒙利面積
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一 年度	補助開 始年度
同	同	同	同	同	同	同	竣工	竣工 未竣工
								摘要

劉世亮	江原道 原州郡 建登面	101・5	一一	未竣工	
東洋拓殖株式會社	全羅南道 羅州郡 細枝面	八九・九	一二	竣工	
劉洛慶	平安北道 楚山郡 古面	三五・〇	一一	同	
西村篤雄	江原道 鐵原郡 北面	一三三・七	一二	同	
宋沈漢	全羅北道 全州郡 助村面	五三・八	一二	同	
日野西長輝	慶尙南道 昌原郡 大山面、東面	六五九・〇	一二	同	
廣瀨長康	慶尙南道 梁山郡 上西面、東面	101・9	一二	同	
林鳳來	江原道 平康郡 南面	三〇・七	一三	同	
金定奎	咸鏡北道 鏡城郡 梧村面	七五・〇	一三	同	

企業者氏名	事業地	蒙利面積	補助開 始年度	竣工 未竣工	摘要
李秀永	咸鏡南道 定平郡 春柳面	三五〇・〇	一三	竣工	
金永玉	京畿道 長湍郡 津南面	五六・六	一三	同	
劉柄義	咸鏡南道 北青面 下車書面	八九・五	一三	同	
崔東宇	咸鏡南道 端川郡 波道面	一七五・四	一三	同	
韓國補	咸鏡南道 永興郡 宜興面	七二・〇	一三	同	
金鴻稷	咸鏡南道 安邊郡 鶴城面	二三〇・〇	一三	未竣工	
小長政太	忠清北道 清州郡 江外面	五六・四	一三	竣工	
林明座	咸鏡南道 永興郡 横川面	七六・〇	一三	同	

青田竹治	全羅北道 全州郡 龍進面	六・四	一三	未竣工	
金大善	京畿道 抱川郡 永北面	三六・四	一三	竣工	
中央開沓組合	江原道 鐵原郡、鐵原、北、於雲 東松面 平康郡 縣内面	三九・三・〇	一三	未竣工	
張東赫	高城水利組合地區内	二七・〇	一三	同	
金秉漢	咸鏡北道 鏡城郡 朱乙温面	二〇・〇	一三	竣工	
平春權治	忠清南道 扶餘郡 窺岩面	四・四	一四	同	
楠見忠三郎	慶尙南道 昌寧郡 南谷面	三九・〇	一四	同	
金允培	京畿道 坡州郡 臨津面	一三六・〇	一四	同	
金承哲	平安南道 江西郡 江西面	八〇九・五	一四	同	

企業者氏名	事業地	蒙利面積	補助開	竣工	摘要
陽東殖産株式會社	京畿道 金浦郡 陽東面	二・三・五 <sup>町</sup>	一四 <sup>年度</sup>	竣工	
東洋拓殖株式會社	全羅南道 光州郡 大村面	三六・〇	一四	同	
同	平安南道 大同郡 大同江面	四六・三	一四	同	
佐々木榮三	京畿道 金浦郡 陽東面	一四・〇	一四	同	
阿部竹次郎	慶尙南道 東萊郡 沙上面	七〇・〇	一四	同	
東洋拓殖株式會社	同 梁山郡 上西面	六〇・〇	一四	同	
美濃谷榮次郎	京畿道 始興郡 君子面	六・八	一四	同	
多木久米次郎	全羅北道 益山郡 望城面、龍安面	二五・〇	一四	同	

南 昌 縮	東 洋 拓 殖 株 式 會 社	張 熙 風	張 日 霖	久 野 臨 吉	東 洋 拓 殖 株 式 會 社	關 口 良 一	枋 尾 宜 人	朴 性 萬	木 村 周 吉
江 原 道 旌 善 郡 北 面	全 羅 南 道 益 山 郡 五 山 面	平 安 北 道 龍 川 郡 外 上 面、 外 下 面	黃 海 道 興 津 郡 交 井 面	黃 海 道 鳳 山 郡 舍 人 面	慶 尙 南 道 同 靈 山 面、 都 泉 面	慶 尙 南 道 昌 寧 郡 丈 麻 面、 外 三 ヶ 面	慶 尙 南 道 金 海 郡 下 東 面	全 羅 北 道 井 邑 郡 永 北 面	
一四・〇	三三・二	三〇・四	七六・三	二四・七	二四・〇	四三・〇	四〇・二	二七・八	
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
未 竣 工	同	同	同	竣 工	同	未 竣 工	同	竣 工	



合 計	張 敬 眞	西川 健次郎	株式會社	東洋 拓殖	朴 琇 旭	小林 德次郎	李 載 茂	松山 常次郎	安 鍾 禎	企業者氏名	事業地	蒙利面積	補助開竣 始年度未竣工	竣工 未竣工	摘 要
一五、七七一・四	咸鏡南道 北青郡 德城面	黃海道 延白郡 温井面	慶尙南道 金海郡 駕洛面	慶尙南道 慶尙南道 海南郡 松旨面	全羅南道 海南郡 松旨面	慶尙北道 慶山郡 押梁面、珍良面 慶山面、阿陽面	京畿道 抱川郡 深谷水利組合地區内	京畿道 富川郡 吾丁、富川郡 桂南、 金浦郡 高村 陽西面	江原道 平康郡 南面		一四・〇	一四	竣 工	竣 工	
一五、七七一・四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六、八六七・〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六、八九三・四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

## 第三編 朝鮮の開墾干拓

### 第一章 未墾地並に干潟地の現状

#### 第一節 所在面積及分布の状況

朝鮮に於ける未墾地並に干潟地の所在面積及分布の状況に付ては未だ正確の調査を行ひたることなく従て其の適確なる状況を知るに由なしと雖も其の種類の主なるものは河邊荒蕪地、山麓傾斜地及干潟地にして右の内河邊荒蕪地及山麓傾斜地の大部分は概ね散在して集團せるもの少く唯咸鏡南道、咸鏡北道地方に於ては山麓傾斜地にして數百町乃至數千町歩に達する大面積の集團地あり干潟地にありては朝鮮の地勢大體に於て西及南に傾き従て大河は概して黃海に面する西海岸及對馬海峽に面する南岸に河口を開くもの多く加之西海岸は潮の干満の差大にして仁川附近にありては其の差三十尺に達する状態なるを以て西海岸及南海岸一帯に干潟地多く一區にして數百町歩乃至數千町歩に達するもの少なからず反之日本海の沿岸は大河の河口少なく潮の干満の差數尺に過ぎざるが爲め風波の沖合より打寄せたる寄洲よりなる小面積の干潟地なきにあらざるも耕地として利用し得るもの極めて少し今相當施設を爲して開墾利用し得べき見込の地を概観するに大要左の如し。

道名	干 潟 地	河 邊 荒 蕪 地	山 麓 緩 傾 斜 地
京畿道	七〇、一四〇町	五、二五〇町	五、六〇〇町
忠清北道	—	八七八	四〇、七〇〇
忠清南道	二二、〇五五	五、一〇〇	四二、二〇〇
全羅北道	五、八四九	三、三九七	四〇、四〇〇
全羅南道	四〇、二五一	三、二六六	七九、六〇〇
慶尙北道	—	三、二六六	六六、六〇〇
慶尙南道	五、〇四五	一四、六四八	七三、六〇〇
黃海道	五〇、五七九	四、〇二七	五七、九〇〇
平安南道	四三、八六八	四、九三七	五三、六〇〇
平安北道	二二、六八一	二、六三二	一〇一、〇〇〇
江原道	—	九、八一九	七五、四〇〇
咸鏡南道	—	三、九八五	六〇、四〇〇
咸鏡北道	—	一三、五四九	五〇、六〇〇
合計	二〇七、四六九	七三、八四九	八一八、〇〇〇

備考 本表に掲げたる数字は各地方に就き概観的に算定したるものにして特別の施設に依る調査完了したるときは相當訂正  
 するゝことあるべきものなり。

## 第二節 地勢及土質

朝鮮に於ける未墾地中山麓の原野は其の傾斜地方に依り一定し難きも普通十五度以内の緩傾斜地尠ならず、雜草繁茂し稚樹の點在するもの多し。

由來朝鮮の地質は大部分花崗片麻岩及花崗岩より成るもの多きを以て壤土最も多く畚(畝)又は田(畑)に開墾するに適す而して其の化學的性質に至りては地方により瘦薄なるもの又は過度の酸性を帯びたるものありと雖一般に開墾後に於て適當の施肥をなす時は沃土となし得べきもの多し。

河邊荒蕪地は防水堤の設置なきもの多く洪水時に於ける氾濫地域にして土地一般に肥沃なりと雖地方に依りては過度の礫又は砂を含み開墾利用に適せざるものあり又肥沃にして開墾利用に適する地域にありても之が防水を完全ならしむる爲多額の費用を要し經濟的に開墾利用困難なるものあり然れども河川の沿岸に於ける小面積の未墾地にして其地勢、土質共に開墾利用に好適せるもの尠からず。

干潟地は地盤一般に高く大潮時と雖も満潮時に於て其の冠水漸く四五尺に過ぎざるもの多く「しをあかざ」等の雜草の繁茂せるもの少なからず且つ其所在は概ね陸地部に彎入せる所謂入江の狀をなすもの多く干拓事業に適當なる地形を成す而して土質は地方により又其干潟地の構成せられたる狀態に依り異り大河の河口に近く河水の運搬したる土壤の堆積して成れる干潟地は土質一般に埴質にして肥沃なり之に反し海洋より運搬せられたる土砂より成れる干潟地は土質一般に砂質なりと雖陸地部に近く

且つ用水の設備を行ひ得べき地勢にあるもの即ち直に畚に開墾利用し得べき干潟地の大部分は、填質壤土又は壤土のもの多く其土質著しく砂質なるもの少なし。

### 第三節 農業上より見たる利用價值

#### 一、山麓傾斜地、河邊荒蕪地

此等の國有未墾地は多くは草生地にして之を起耕して田とせば直に粟、大豆等の作付けをなし得て開墾當初より相當收穫を得べく其の收穫高は普通熟田の收穫高（粟大豆共反當八斗乃至一石）の約八割内外にして耕耘施肥等其の宜しきを得ば次年に於て熟田となし得べきもの多し而して其の開墾費用は土質に依り又地方に依り一定し難きも大約反當十二圓内外なり、畚に開墾する場合は其の土地の起伏状態及傾斜の度に依り難易あるは勿論なるも朝鮮に於ける草生地は比較的緩傾斜にして從て開墾容易なるもの多きも其の事業費の多少は一に水源の有無及其の設備の難易に依り支配せらるゝ状態にして概論するを得ず然れども其の計畫工事當を得たる場合は開墾當初より水稻の作付けをなし相當の收穫を擧ぐることを得べく施肥其の宜しきを得むか開墾第二年目より熟畚となるもの多し。

## 二、干潟地

干潟地開墾即ち干拓事業は其の干潟地盤の高低、締切堤の長短、干潟地の地形、洪水時に於ける集

水量の多少、土質等により難易あるは勿論其の用水源及用水引用設備の如何に依り著しく事業費に差等を生ずるものにして従つて其の土地の選定、計畫の適否は開墾利用成績の良否を支配する主要なる事項なり、殊に干潟地の開番事業たるや土壤中に含有せる鹽分の除去を先決問題とするが故に除鹽に必要な用水の豊富なると否とは干潟地開墾後耕地の熟番となる期間の長短を支配する重大なる要件たり而して相當の用水を求め得べき場合にありては開墾後五年乃至七年にして熟番と成し得べく成績良好なるものにありては第一年目は熟番收穫高(畝四石乃至六石)の約三割第二年目は六割第三年目は八割第四年目に於て十割又成績普通なるものにありては第一年目は熟番收穫高(畝三石乃至四石)の二割第二年目四割第三年目六割第四年目八割第五年目に於て十割を得らるべし。

#### 第四節 朝鮮に於ける開墾干拓事業の特徴

朝鮮に於ては内地に於けるよりも容易且有利に開墾し得らるべき未墾地尙多く殘存せるは事實にして就中干潟地に於て殊に然りとす今内地に於ける干潟地に比し朝鮮の干潟地が事業經營上有利なる諸點を擧ぐれば左の如し。

(一) 朝鮮の干潟地は陸地部に彎入せるもの多く従つて其の干拓を行ふ爲築設すべき防潮堤は内地の夫に比し一般に短く内地に於ける防潮堤は概ね一町歩の干拓に對し十五間内外の防潮堤の築設を要するを常とするに對し朝鮮にありては二間内外の防潮堤を築設すれば足るもの多し。

(二) 朝鮮の干潟地は内地の干潟地に比し地盤一般に高く且つ内地に於けるが如く暴風雨の襲來すること殆ど絶無なるを以て防潮堤低く構造又簡單なるものにて足る場合多し。

(三) 右の状態なるを以て締切防潮堤工費は内地に於て一反歩當三百圓内外を要する場合尠なからざるに朝鮮に在りては百圓内外にて足るもの多し。

(四) 朝鮮に於ける干拓事業は比較的大集團地多く從て事業經營上頗る利便多し。

(五) 大面積の農事經營に當り困難を感ずるは其の耕作人を得るにあり然るに朝鮮に於ては農家の四割四分は純小作人にして生活の安定上彼等は競つて灌漑設備の完備せる土地の小作を希望するのみならず、彼等の居宅の建設、移住等は甚だ簡單に行はるゝが故に少額の經費を以て小作人を招致し得べし。

前述の如く朝鮮に於ける干潟地開墾事業は内地のそれに比し有利なるに拘らず既往の狀況は後章に於て述ぶるが如く其貸付面積に對する成功付與又は拂下の面積僅少にして一見其の成績良好ならざるが如き觀ありと雖之れを以て直に干潟地開拓事業を不可能とし若しくは收支相償はざるものと斷すべきにあらず要は其の企業經營方法の適否如何にあり、之が企業に當り左の條項に相當の注意を拂ふに於ては既述の如く事業着手後五ヶ年内外にして、反當粗三石乃至四石の收穫を擧げ得べき相當纏りたる大面積の良畜を得るは必しも難事にあらざるのみならず本事業の如きは國土を擴張し食糧の増殖を圖

る國家的事業にして而かも個人的に恒産を造成する好個の投資事業と謂ふべし。

(一) 事業地の選定に注意すること

朝鮮に於ける干潟地開拓の成否は除鹽作業に要する用水を豊富に得らるべきや否やにあり、故に企業地の選定に當りては防潮堤の築設の難易、干潟地の土質、交通の便否等に注意を拂ふ外其の根本要件たる用水供給又は用水源設置の能否に付細心の注意を拂はざるべからず。特に朝鮮は内地の如く氣象多雨濕潤ならず常に乾燥し雨量亦少きが故に鹽害の甚しき事内地の比にあらざることには注意すべなり。

(二) 設計工事に付て相當學識技能ある技術者をして慎重なる設計計畫を立てしめ完全なる工事を施すこと。

朝鮮に於ける干潟地干拓事業は前述の如く内地に比し概して工費少額にして足るべく從來の實例に徴するに干潟地の干拓を完全に實施せんと欲せば工事費反當百二十圓乃至百五十圓を要すべく從來反當三十圓内外にて完成せられたる實例なきに非らざるも斯の如きは地盤高く自然的に除鹽既に行はれ居り用水十分なるか又は自然灌漑の便ある小面積の特種の干潟地なりとす故に干潟地干拓を企圖せんとせば先以て完全なる設計を立て工事施行に付ては細心の注意を以て完全なる施行をなすの要あり。



(三) 低利にて豊富なる資金を準備する事

干拓事業は普通の開墾事業と異り除鹽を完了するに非らざれば収益を擧ぐる事能はず而して全面積の除鹽を完成するは工事完成後五年内外を要し大面積にして開墾に數年を要するものにおいて十年内外の長年月を要するを以て其の間に投下したる資金は固定し除鹽作業完成の曉直接要したる工事費の外固定期間の金利をも加算するに於ては其の事業費は頗る巨額に達する場合少からず、故に資金利子の高低竝に固定期間の長短は事業の收支に重大なる關係を有するは勿論事業中途に於て資金の缺乏を來すが如きことあらんか事業期間を遷延せしむるのみならず防潮堤の如きは潮汐により流失され既に投下したる資金は全く其の效をなさず所謂利喰の状態に陥り失敗に終るの虞あり。

## 第二章 國有未墾地

### 第一節 概 說

朝鮮に於ける國有未墾地は舊韓國政府時代に於ては水輪院、經理院、に於て其の利用を許可し同時に各宮家も亦利用を許可する等統一を缺くこと少からざるのみならず一面地籍明確ならざるを以て國有民有の區別截然たらず兩者常に相混同し複雑混亂極まりなかりしが光武十年七月宮内府令第四號を以て土地開墾に關する件發布以來國有未墾地の處分權は凡て農商工部に移屬せらるることとなり同年十

月十六日勅令第六十五號を以て各種認可の效力及期間に關する件發布せられ爾後稍許可手續の整備を見るに至りたるも<sup>世</sup>等の條件は事實に於て遵守せられざるのみならず處分當時に於て貸付地に對する國有民有區分調査を缺き其の他利害關係等を確めず漫然利用許可を與へたる等の結果常に紛擾を惹起し一面因襲の久しき冒耕侵奪の弊風依然矯正せらるゝに至らず是等の事實は遂に特別の新法令の制定を促し光武十一年七月法律第四號を以て國有未墾地利用法の發布を見るに至れり而して同法發布前未墾地利用の許可を受け引續き有效のものに付ては認證を付與することに依て其の效力存續を認むることとし當時之に依り認證を受けたるもの二十四件此面積三千六百八十六町一反歩に及びたり。

總督府政治に入るや明治四十四年六月總督府令に依る國有未墾地利用法施行規則を發布し從來の施行細則に代り茲に新政に依る國有未墾地利用に關する法制を實施するに至れり。

## 第二節 國有未墾地利用法に依る處分方針

先づ國有未墾地利用法及同法施行規則に規定する所の趣旨を按ずるに大體左記諸項の内容を有す。

一、國有未墾地(民有に非ざる原野、荒蕪地、草生地)は國有財産として國有未墾地利用法に依り貸付することを得。

二、貸付は朝鮮總督之を許可し其の期限は十年以下とす。

三、貸付は其の土地に於て一定の事業を爲すを條件とするものにして其の事業の種類に付ては何等の

制限を設けることなし。

四、事業成功したるときは左の區別に依り付與又は拂下を爲す。

(一) 開墾、牧畜又は植樹に在りては付與、但し特別の場合は拂下とす

(二) 公共の利益となるべき事業又は農民若は漁民の居住の爲貸付するものに在りては付與

(三) 前二號以外の事業の場合に在りては拂下

五、貸付を受けたる者は貸付料を納付する義務を負ふ但し朝鮮總督は之を減免することを得。

六、貸付は一出願に對し百町歩を超ゆることを得ず特別の事由あるときは此の限に在らず。

七、貸付に關する權利に付ては相續を認む又朝鮮總督の許可を受けたるときは之を賣買、讓與し又は

擔保に供することを得。

八、左の場合朝鮮總督は貸付の許可を取消すことを得。

(一) 詐偽又は錯誤に依りて許可を與へたることを發見したるとき

(二) 貸付を受けたる日より一箇年以内に事業に着手せざるとき又は着手後相當の事由なくして豫定

の進行を爲さざるとき

(三) 總督の爲したる事業計畫の改良又は事業停止の命令を遵奉せざるとき

(四) 貸付の許可の條件に違背したるとき

(五) 法定又は指定の期間内に貸付料又は罰金を納付せざるとき

大略以上の法制に依り貸付を爲すに際し之が運用に付き採れる方針左の如し

一、單に權利獲得を目的とするものに非ずして事業經營の能力有り事業計畫適當にして事業遂行の見込確實なる者に許可すること。

二、成る可く地元民又は縁故を有する者に利用せしむること。

三、大面積地の一部出願に對しては殘地利用に支障なしと認むる場合のみ許可すること。

四、個人と面、學校組合等公的團體との間競願ある場合に於ては特別の事由なき限り公的團體に許可すること。

尙ほ國有未墾地の處分は本來總督の權限に屬すと雖事の細大を問はず總てに互りて總督の處理に俟つが如きは事務の進捗並土地利用促進上必ずしも策の得たるものに非ざるを以て明治四十四年七月三町歩を超えざるものゝ處分權は之を各道長官に委任し更に大正九年四月委任範圍を十町歩に擴張せり。

## 第三章 干 潟 地

### 第一節 概 說

干潟、沼澤地等は從來國有財産として國有未墾地利用法に依り處分し來りたるも大正十三年八月朝鮮

公有水面埋立令の施行せらるゝや干潟、沼澤等は凡て本令により處分することゝなれり尙干潟、沼澤地等にして從來國有未墾地利用法に依り貸付を許可し引續き利用中のものは本令に依り埋立の免許をなしたるものと見做し本令の適用を受くることゝなれり而して公有水面埋立に關する事務は主として内務局に分掌せしめつゝあれども産業政策の上より農業の目的を以てする公有水面中沼澤及干潟の埋立に關する事項は之を殖産局の主管とせり。

## 第二節 公有水面埋立令に依る處分

公有水面埋立令及同施行規則は從來の國有未墾地利用法に比し權利義務を明確にし且指導監督を嚴にせるものにして徒に空權を擁し眞摯なる事業者の利用の途を頑塞するが如きことなからしめ以て事業の進展を期するを精神とし大略左記各項の内容を有す。

- 一、埋立は朝鮮總督之を免許し工事の着手及竣功期間を指定するものとす。
- 二、免許料は一般に徴收せざるも特別の場合に於ては之を徴收する事を妨げず。
- 三、出願區域内に權利者ある時は左の場合に限り免許す。
  - (一) 其の公有水面に關し權利を有する者埋立に同意したるとき
  - (二) 其の埋立に因りて生ずる利益の程度が損害の度を著しく超過するとき
  - (三) 其の埋立が法令に依り土地を收用又は使用することを得る事業の爲必要なるとき

但し權利を有する者とは左の各號の一に該當するものを謂ふ。

(一) 法令に依り公有水面占用の許可を受けたる者

(二) 漁業權者又は入漁權者

(三) 法令に依り公有水面より引水を爲し又は公有水面に排水を爲す許可を受けたる者

(四) 慣習に依り公有水面より引水を爲し又は公有水面に排水を爲す者

四、免許を受けたる者は其の區域内の權利に對し損害補償を爲し又は其の損害防止の施設を爲さざるべからず補償又は施設に關し協議調はざるとき又は協議を爲すこと能はざるときは總督の裁定を受けることを得。

尙免許を受くるも区域内に損害補償又は損害防止の施設を施すに非ざれば埋立の工事に着手することを得ず。

五、埋立權は朝鮮總督の許可を受くるときは之を讓渡することを得。

六、埋立に關する工事完了したる時は竣功認可を與へられたる日に於て埋立地の所有權を取得す。

七、埋立の免許を受けたる者の相續人は其の被相續人の有したる埋立を爲す權利を承繼す。

八、埋立權の免許を受けたる者は左の各號の一に該當する場合の外免許の取消、制限若は義務の負擔等を命ぜらるゝ事なし。

- (一) 埋立に關する法令の規定又は之に基きて爲す處分に違反したるとき
  - (二) 埋立に關する法令に依る免許其の他の處分の條件に違反したるとき
  - (三) 詐欺の手段を以て埋立に關する法令に依る免許其の他の處分を受けたるとき
  - (四) 埋立に關する工事施行の方法公益を害する虞あるとき
  - (五) 公有水面の狀況の變更に依り必要を生じたるとき
  - (六) 公害を除却し又は軽減する爲必要なとき
  - (七) 前號の場合を除くの外法令に依り土地を收用又は使用することを得る事業の爲必要なとき
- 九、左の場合には埋立の免許權は其の效力を失ふ。

(一) 工事の實施設計認可を要する場合に其の申請が不認可となりたるるとき又は指定する期間内に申請を爲さざるとき

(二) 指定期間内に工事又は竣功を爲さざるとき

一〇、埋立免許權失効したる時と雖朝鮮總督は容忍すべき事由ありと認むるときは效力を失ひたる日より起算して三月内に限り其の效力を復活せしむることを得。

大略以上の法制に依り處分し之が運用に付き採れる方針は國有未墾地の場合と大體同一なるを以て茲に記載を省略す。

### 第四章 未墾地並干潟地の利用成績

食糧問題の高調に伴ひ土地改良事業熟の勃興を來し國有未墾地及干潟地の利用を出願するもの頗る多く大正十四年度末現在に於て其の許可(免許を含む)を與へたるもの七千四百七十八件面積十一萬一千四百四十一町步豫定の事業を成功し耕地として付與拂下又は竣功認可を爲したるもの六千二百二十八件面積一萬七千四百十六町步に達し尙出願中に屬するもの大正十四年度末に於て八千〇四十七件面積三十二萬四千百七十七町步あり是等は出願人の資力信用及事業計畫の適否等を査察し順次貸付(免許)する方針なり。

今大正十年度以降補助を與へたる國有未墾地(公有水面埋立を含む)の開墾事業を掲ぐれば左の如し

補助を與へたる國有未墾地(公有水面埋立を含む)の開墾事業を掲ぐれば左の如し  
干潟地に對する個人の土地改良事業一覽表 (昭和元年十二月末現在)

事業者氏名	事業地	地區面積	開墾面積	國有未墾地 又は公有水 面埋立の別	補助開始 年 度	摘 要
野坂 寛 治	京畿 振威 郡 青北南、外五ヶ面	一、四四・一町	六六・五町	干潟地	大正一〇	未、竣工
川上 佐之助	黄海 龍泉、鳳鳴 郡 龍泉、鳳鳴 面	五九・七町	四四・九町	同	同	竣、工



事業者氏名	事業地	地區面積	開墾面積	國有未墾地 又は公有別 而埋立の地	補助開始 年	摘要
富田儀作	青龍、黃海、黃州郡	1,101.5 <sup>町</sup> ・8	400.0 <sup>町</sup> ・0	干潟地	大正一〇	未竣工
不二興業	全北沃溝郡、米、舊邑面	2,234.6	1,400.0	同	同	竣工
八木正治	全北沃溝郡、會縣、大野面	2,071.3 26.7	300.0	干潟地、草生地	同	同
東洋殖産株式會社	全南務安郡、三鄉、一老面	266.3	335.0	干潟地	同	未竣工
出雲鐵太郎	忠南保寧郡、鰲川面	454.4	42.7	同	同	同
鮮滿開拓株式會社	黃海延白郡、海龍面、外七ヶ面	1,170.0	6,000.0	同	同	同
秋山研亮	京畿水原郡、雨汀、長安面	1,255.7	60.0	同	同	同
阿川信平	平北鐵山郡、柏梁面	1,334.4	1,250.0	同	同	同

清水勝次郎	太田吟吾	森田喜代至	瑞穂農場	川上佐之助	川上佐之助	正井瀧太	西村守三	正井瀧太
江原通川郡	平北宜川郡	京畿水原郡	平北定州郡	黃海純津郡	平南平原郡	忠南保寧郡	黃海長湍郡	忠南保寧郡
臨南面	南面	雨汀面	南面外二ヶ面	龍淵、漢風面	西海面	青所面	速達面	青所面
一四・〇	四五・五	七・五	六九・六	七・三	四六・八	二・五	一六・一	五三・三
八四・〇	五五・四	五三・四	四二・二	五三・五	一〇〇・〇	六・四	一〇〇・〇	六・〇
草生地	同	同	同	干潟地	草生地	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	未竣工	同	同	同	同	同	竣工

事業者氏名	事業地	地區面積	開墾面積	國有未墾地 又は公有水 面埋立の別	補助開始 年 度	摘 要
中本惣之進	京畿振威郡 浦升面	一五・四	一三・五	千潟地	大正一〇	竣工
人見鹿太郎	全南務安郡 一老面	四三・〇	一〇八・三	同	同	未竣工
藤山宗助	全南莞島郡 莞島面	二四・四	一九・七	同	同	竣工
末永省三	黃海甕津郡 北面	五三・三	四四・六	同	同	未竣工
鬼頭兼次郎	黃海甕津郡 西、龍泉面	五〇・四	三九・三	同	同	同
山本伊三郎	慶南固城郡 固城面	八二・六	六〇・〇	同	大正一一	竣工
中村柳吉	平北鐵山郡 雲山面	三九・一	二七・二	同	同	同
村上直助	全南務安郡 二老面	三三・三	一六・三	同	同	同

李 忠 藪	不 二 興 業	高 榮 京 一	秋 吉 正 夫	岸 川 嘉 八	吉 村 綱 英	多 田 仲 太 郎	青 森 盛 太 郎	陽 東 殖 産
漁 咸 北 鏡 郎 城 面 郡	外 平 上 北 、 龍 外 川 下 郡 面 郡	八 京 灘 畿 、 水 陰 原 德 郡 面 郡	清 全 溪 南 、 務 安 郡 面 郡	鍾 忠 川 南 、 舒 川 郡 面 郡	郡 全 南 靈 、 光 鹽 郡 山 郡 面 郡	大 忠 山 南 、 瑞 山 郡 面 郡	門 全 内 南 、 海 黃 南 山 郡 面 郡	陽 京 東 畿 、 金 浦 郡 面 郡
二六・三	九五・三	一五〇・七	六五・五	六七・七	四七〇・〇	八〇・九	三三六・六	八六・六 二四・六
三五・八	七〇・〇	一〇〇・五	六五・五	五〇・〇	三〇〇・〇	六二・〇	一七二・〇	三九・五
池	同	同	同	同	同	同	干 潟 地	耕 種 地
沼	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	竣 工	未 竣 工	竣 工	未 竣 工	竣 工	同	未 竣 工	同

事業者氏名	事業地	地區面積	開墾面積	國有未墾地 又は公有水面 埋立の別	補助開始 年度	摘要
姜永熙	慶南河東郡 辰橋面	三・五 <sup>町</sup>	一・八 <sup>町</sup>	干潟地	大正一一	竣工
多田伸太郎	忠南瑞山郡 八峰面	二七・三	一八・七		同	同
田口彌惣	慶南統營郡 龍面	一五・六	一三・六		同	未竣工
田部庄之助	全南海南郡 馬山面	一五・〇	一三・五		大正一二	竣工
井形九八	全南長興郡 大興面	一五四・五	一三四・四		同	未竣工
佐々木秋生	全南靈岩郡 北、一始面	二八・九	七二・〇		同	竣工
西山吉兵衛	全南務安郡 三郷面	五・八	三三・〇		同	未竣工
中本惣之進	忠南唐津郡 松山面	六三・五	三九・六		同	竣工

門川雄司	大里正作	川崎武之助	渡邊勝三郎	大塚治三郎	宋台觀	佐々木保	大垣丈夫	林祐敦
慶南、泗川郡 西浦、昆陽面	黃海、甕津郡 龍泉面	全南、靈光郡 法聖、孔農面	忠南、唐津郡 新平、泛川面	全南、麗水郡 召羅、華陽面	忠南、瑞山郡 海美面	慶南、密陽郡 同面	平北、龍川郡 蔚島面	平南、龍岡郡 新寧面
七・六	三三・四	六六・八	一五・七	二七・六	七・九	二五・八	一四〇・〇	一八・五
六・三	三・四	五三・九	一七・四	一九・〇	七三・七	三七・六	一二・四	二・五
同	同	同	同	同	干潟地	同	草生地	同
同	同	同	大正一三	同	同	同	同	同
未竣工	竣工	同	同	未竣工	同	同	同	同

事業者氏名	事業地	地區面積	開墾面積	國有未墾地 又は公有水 面埋立の別	補助開始 年	竣工 要
南 貞 一 郎	慶南昌原郡 鎮東面	二六・五 <sup>町</sup>	二五 <sup>町</sup>	干潟地	大正一三	未竣工
鸞 坂 主 税	京畿江華郡 水晶面	一五・〇	一五・〇	同	同	竣工
八 木 副 太 郎	全南海南郡 山二面外二ヶ面	五九・三	五八・九	同	同	未竣工
白 寅 基	全北扶安郡 山内面	五〇・六	三九・〇	同	同	竣工
多 田 仲 太 郎	忠南唐津郡 高 大 面	二二・七	二一・三	同	同	未竣工
松 井 藤 三 郎	平北鐵山郡 扶 西 面	二四・二	八二・〇	同	同	同
西 山 吉 兵 衛	全南長興郡 大 德 古 邑 面	二六・六	一八・六	同	大正一四	同
中 本 惣 之 進	忠南瑞山郡 大 湖 芝 面	五・〇	四・七	同	同	同

中野新三	弘田政次郎	吳滋煥	阿部房治郎	賀田以武	岡本利平	今井五介	藤山宗助	中村長八
大忠山保寧面	全北沃溝郡 舊邑面	全南靈光郡 南面	全北金堤郡 聖德、進鳳面	全北扶安郡 上西、舟山面	慶南河東郡 南面	黃海黃州郡 九聖面	全南莞島郡 莞島面	慶南泗川郡 昆陽、柵洞面
九・八	五・九	六・六	一、九、六・〇	三〇六・六	三・五	五・三	一九・九	五〇・九
六三・〇	三三・三	四七・七	一、〇七、〇〇〇	三〇〇	六・〇	四三・四	一四・六	四〇・〇
同	同	同	干潟地	草地	干潟地	草地	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
未竣工	同	竣工	同	同	未竣工	竣工	同	同



事業 者氏名	事業 地	地區 面積	開墾 面積	國有未墾地 又は公有水 面埋立の別	補助 開始 年	摘 要
古賀廉造	忠南牙山郡 仁南州面	五七・〇町	三三〇・〇町	干潟地	大正一四	未竣工
宋台觀	忠南瑞山郡 泰安、近興面	三三〇・三	二四〇・二	同	同	同
織田正一	忠南洪城郡 結城、西部面	四三・三	二六・六	同	同	同
松岡郁雄	全北扶安郡 東津面	一三六・五	一〇〇・〇	同	同	同
今村一次郎	全南長興郡 南下、古邑面	三九〇・八 四・〇	三〇・〇	干潟地 鹽田	同	同
朴智秀	全南務安郡 智島面	三六・七	三〇・三	干潟地	同	竣工
東洋拓殖株式會社	全南珍島郡 義新面	八・三 二・三 三一・五	九二・三	干潟地 林子野地	同	同
矢野庄作	全南務安郡 飛禽面	五・〇	四三・〇	干潟地	同	未竣工

大池忠助	吉村綱英	李馨承	朴鶴鍾	和田常市	三好和三郎	高春吉	野尻萬治	夏目三郎治
松全南海面郡	鹽全南靈光郡	上全北高敞郡	山全北扶安郡	松忠南唐津郡	浮忠南瑞山郡	西京畿富川郡	大黃海安栗岳郡	昆全南靈岩郡
一八・一 一五・九	三九・四	六・三	六・七	三七・一	三七・三	七・八	五七・一	三・八
一六・三	三〇・〇	四・七	四七・七	三三・三	二六・〇	四・〇	四九・〇	一七・〇
民干潟地	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	昭和元	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同

計	李宗求	吉野留吉	文鳳儀	姜彌魯	事業者氏名
	古平北義州郡 津州郡	葛平北定州郡 山定州郡	阿平北定州郡 耳浦郡	屯慶南統營郡 德統營郡	事業地
	一四・三	二五五・一	三五・〇	四九・五 <sup>町</sup>	地區面積
竣工 五、八三・三 未竣工 一五、九四三・一	二・七	一八・三	二四・〇	四九・五 <sup>町</sup>	開墾面積
	草生地	同	同	干潟地	國有未墾地 又は公有水利 面立の別
	同	同	同	昭和元	補助開始年
	同	同	同	未竣工	摘要

## 第四編 耕種法の改善

### 第一節 總 說

朝鮮の氣象は稻作上概して有利にして其の年平均氣溫は内地の同緯度地方に比し稍々低しと雖所謂大陸的氣候なるが故に夏季の氣溫比較的高く稻の生育上頗る好影響を作し又年雨量は概して寡少なれども六、七月の交より八月に互る所謂朝鮮の雨期に際し降雨量多きは朝鮮の稻作が一般畚に對する灌漑設備の完備せるもの尠なきに拘はらず年々相當の收穫を擧げ來れる所以なると共に降雨量の少なき反面に於て日照時數は内地に比し遙に多く稻の生育及熟成をして迅速ならしむる便あるのみならず内地に於けるが如き強烈なる暴風雨の襲來を受くること少なく彼の稻作の最大厄目たる二百十日前後に在りても何等の危懼を要せざる特長あり。

如斯朝鮮に於ける稻作は其の天恵に於て何等内地に比し遜色なきに拘はらず一反歩當りの米の平均收量は約九斗前後にして内地に於ける反當平均收量の半にも達せざる狀況なり更に金肥の消費高に見るに朝鮮に於ける大正十四年度の消費高は約九百二十萬圓にして全鮮の耕地面積四百三十四萬餘町歩に比すれば反當僅かに二十一錢に相當し之を畚の百五十六萬町歩に對比するも仍反當六十錢に滿たす之を内地の金肥の消費高三億圓、全耕地割反當五圓、田の總面積に割當つるときは實に反當十圓に及ば

むとする情勢に顧れば朝鮮に於ける營農法の幼稚にして改善の餘地頗る大なるものあるを窺知するに難からず。

政府は夙に朝鮮に於ける農産業の振興策は耕種法の改善を圖るに在りとし始政以來(明治四十三年日韓合併以來)之が獎勵に努め來りしが大正八年産米増殖計畫を確立するに當り土地改良事業計畫と耕種法の改善計畫とを其の二大綱目とし爾來組織的に之が進展を圖り所期の効果を收むるに努力しつゝあり。

## 第二節 品種の改良

朝鮮の在來の稻は其の品種雜駁にして數多の異種混淆し收量品質共に著しく劣れるに依り優良品種の普及を圖るを以て急務とし夙に之が獎勵に努力せり仍ち勸業模範場及道種苗場に於て優良品種を選出し道は採種畚を設けて之を育成し種籾を農民に配付して栽培を獎勵し或は立毛品評會、生産品評會等を開催して優劣を實地に比較せしめ或は講習會、講話會等の機會に於て優良品種栽培の有利なるを説き銳意之が獎勵に努めたる結果農民漸く優良品種の眞價を認むるに至り大正元年に於て其の作付面積僅かに四萬町歩にも達せざりしもの大正十四年には實に百十萬町歩を超ゆるに至れり。

然れども朝鮮農民の多くは小作人にして種籾等を貯ふるものなく播種期に至れば地主より種籾の配付を受くるか或は之を借入れて苗代を仕立つる狀況にして從て其の種子たるや何等選定せられたるものにあらず多數の小作人等が納入せる混淆籾なるを以て假令優良品種の普及せる地方に在りても逐年異

品種互に相混淆を來し各其の特性を劣變し産米の品質に於て將又其の收量に於て在來種に異ならざるが如きもの漸次増加し一旦普及したる優良品種の栽培も動もすれば其の効果を失はむとする趨勢を示せるを以て茲に優良品種種子更新の必要を認め道、郡、面に夫々採種畝を設置せしめ先づ道に於て純良なる原種を育成して得たる種子を郡に配付し郡は之を其の採種畝に於て栽培し其の種子を面に配付し面は之を其の採種畝に於て育成し更に其の種子を農民に配付する如く系統的採種畝の方法に依り四箇年若くは五箇年毎に優良品種の種子の更新を爲す計畫を樹て大正六年より之が實行を督勵せしも豫期の成績を擧ぐる事能はざりしが産米増殖計畫の確立を機とし前記系統的採種畝中其の實行に最も困難を感じたりし面の採種畝の設置を獎勵して所期の目的を達せむとし大正十一年以來國庫より地方廳に補助金を交付して其の施設を助成し同年度以降五箇年を期し優良品種の既普及面積大約百萬町歩の種子更新に着手せり而して右は大正十五年度に於ける採種畝生産種子による更新を以て一先づ之を完了するに至れるを以て更に昭和二年度に於て第二期種子更新計畫を樹立せり。

本計畫に於ては從來の實績に鑑み今後五箇年間に新に優良品種の普及すべき面積を大約二十萬町歩と見做し之に既に更新を了したる前記百萬町歩を加へ總計約百二十萬町歩を昭和二年度以降五箇年間に上述せる第一期更新計畫と同様の方法を以て種子の更新を爲さむとするものにして今各道に於て實行せんとする種子更新豫定面積を擧ぐれば左の如し。

京畿道	一六二、五〇〇町步	忠清北道	六〇、〇〇〇町步
忠清南道	一四八、〇六七町步	全羅北道	一四七、八八三町步
全羅南道	一八〇、三四二町步	慶尙北道	一六一、四六六町步
慶尙南道	一四三、四九〇町步	黃海道	四五、〇四一町步
平安南道	一五、四六九町步	平安北道	三七、三二〇町步
江原道	五三、〇九五町步	咸鏡南道	三一、二〇〇町步
咸鏡北道	一三、二三四町步	合計	一、一九九、一〇七町步

而して現在各道の獎勵しつゝある優良品種は穀良都、早神力、多摩錦、都、日の出、雄町、錦、石山租、龜の尾、高千穂、石白、關山、小田代、早生大野、中神力、伊勢珍子、八ッ頭、大場、豊後、倭租、中熟神力、辨慶、井越早生等にして右の内其の作付面積最も多きは穀良都の三十四萬餘町步にして早神力の十九萬町步、多摩錦の十七萬餘町步これに亞ぎ都、雄町、日の出、錦、龜の尾は各五萬町步を超え石山租は四萬餘町步を算するも其の他は何れも一萬町步内外にして其の作付範圍廣からず今各道に於ける水稻優良品種獎勵の沿革及其の普及狀況竝在來種との收量比較を示せば左の如し。

水稻優良品種獎勵の沿革

道別	品種名	原種取寄先	奨励品種に決定せる年次	沿岸の大要
京畿道	早神力 多摩錦 石白 目の出 穀良都	水原勸業模範場 同 同 同 同	明治四十四年 大正元年 同 同 大正四年	本道に於ては氣候の關係を考慮し水原勸業模範場に於て決定せる優良品種の内早神力、多摩錦石白、目の出四種を奨励品種と定め明治四十四年より之が普及に努めたるが大正四年に至り更に穀良都を追加せり
忠清北道	錦 多摩錦 大場 早神力	水原勸業模範場 同 大阪府 大	明治四十四年 同 大正七年 大正十一年	本道の奨励品種中錦及多摩錦は明治四十二年以降、本道の模範農場(大正元年種苗場)と品種に於て試作し優良と認め明治四十四年奨励品種に決定し各郡に模範農場を設置し更に大正三年以降に各郡に六十ヶ所其の面積六町歩の採種圃を設けし之が普及を圖りし結果今日の盛況を見るに至れり 早神力は從來極的の奨励を加へざりしも忠清南道に隣接せる各郡の漸次普及し其の成績良好なるを以て大正十一年より奨励品種に追加し系統的採種圃を設け普及更新に努めつゝあり
忠清南道	早神力 多摩錦 石白 穀良都	水原勸業模範場 同 同 同	大正四年 同 大正五年 大正九年	早神力は明治四十四年頃より普及を奨励し年々恩賜授産費を以て種穀を給與すると共に民間交換をも奨励し其の成績良好なりしを以て大正四年多摩錦と共に道奨励品種に決定し更新に充當り系統的採種圃を設置し種子の普及し大正五年よりすることせり 穀良都を奨励品種に追加せる翌大正十年には本道の優良品種及面積の全部に達したる約八割には品栽培適地面積の全部に達したるを以て大正十一年より種子更新を主として第二次採種圃を合全部の事業に移せり而して石白は特殊の場合を除き成績思はしからず栽培者少きにより之が



道別	品種名	原種取寄先	奨励品種に決定せる年次	沿岸の大要
全羅北道	倭租 石山租 日の出 多摩錦 石白	同 全羅北道井邑郡泰仁面 同 水原勸業模範場 元勸業模範場群山出張所	同 大正九年 大正四年 大正一年	積極的奨励を止めたり 本道に於て試験調査の結果早神力、高千穂、穀良都、石白を優良品種と認め明治四十四年府郡各方面に採種畚を設置し種子の育成をなし之が普及を圖りたるが爾後道種苗場に於て試験調査の結果優良品種と認めたる多摩錦、日の出、石山租、倭租、を上記年度に於て奨励品種に追加したり
全羅南道	穀良都 早神力 多摩錦 雄町 中熟神力 辨慶	水原勸業模範場 同 同 農商務省農事試験場畿内支場 山口縣	明治四十三年 同 大正三年 大正八年 大正十三年	本道に於ける優良品種の普及は明治四十二年勸業模範場より早神力種子四石の配付を受け之を

慶尚北道	慶尚南道	黃海道	平安南道	平安北道
穀良都 日の出	穀良都 都 早神力 多摩錦 中神力	日の出 八つ頭	日の出 總の尾	龜の尾 關の山 日の出 豊の後
同	山口縣 同 熊本縣 水原勸業模範場 大阪府	水原勸業模範場	水原勸業模範場 平安北道種苗場	秋田縣 岩手縣 水原勸業模範場 同
大正元年	大正元年 同 同 大正七年 大正八年	明治四十三年 大正十年	明治四十三年 大正十年	大正二年 同 大正六年 大正八年
鐵道沿線の各郡に交付して栽培せしめたるに始まり、次で地方費及恩賜授産費の事業として採種番を設置し之が普及を圖れり	大正元年勸業十年計畫を樹立し水稻穀良都、早神力、都を獎勵品種と定め之が普及を督勵し來れるが其の後試験調査の結果他の二種品を加へたり	明治四十三年以來日の出を本道の獎勵品種として普及を圖り來りしが道種苗場に於て調査試験の結果大正十年八つ頭を獎勵品種に加へたり	日の出種は始政當時より獎勵品種として普及を圖り龜の尾種は大正五年平安北道種苗場より種子を取寄せ品種比較に着手し、大正十年本道の獎勵品種に決定して山間部の各郡に獎勵するものとせり	本道に於ては勸業模範場に於て優良品種と決定したる日の出の獎勵に努めたるも氣候風土の關係上一部地方を除き成績思ほしからず道種苗場に於ける試験の結果關山、龜の尾を優良品種と認め大正二年以來之れが普及に努めつゝあり、尙豊後は宣川郡に於て從來栽培を獎勵したるものにして其の面積は僅少なり
明治四十四年日の出を獎勵品種と定め之が栽培				

道別	品種名	原種	取寄先	奨励品種に決定せる年次	沿岸の大要
江原道	關山 多摩錦 龜の尾 伊勢珍子	水原勸業模範場	手一縣	大正二年 大正六年 同 大正十年	を奨励したるが山間部に於て關山種の成績優良なるを確め大正二年之を奨励品種に追加し爾來道種苗場に於ける試験調査の結果優良と認めたる品種を逐次奨励品種に追加したり
咸鏡南道	龜の尾 日の出 早生大野	新山	形湯縣	大正五年 同 同	當初日の出を奨励したるも成績思はず一時積極的奨励を中止したるが調査の結果本道南部に適當せるを認め大正五年以來再び之が普及に努め又其他の品種は道種苗場の試験調査の結果優良と認め之が普及を奨励し來りたるが其の成績進々として進まざるを以て大正十年より五ヶ年計畫を立て極力之が普及に努力しつゝあり
咸鏡北道	小田代 井越早生	青森縣	森縣	大正二年 大正十三年	明治四十三年より城津郡勸業會をして試作せしめたるに其の成績良好なりしを以て大正二年奨励品種に決定せり

水稻優良品種普及狀況

年次	作村反別			收穫		
	水稻面積	優良品種	歩合	總收穫高	優良品種	歩合
大正元年	1,401,693町	3,868町	0.31割	10,769,635石	4,935,504石	0.46割

同	二年	一、四九九、五三〇	一〇八、七三三	〇・七六	一三、〇三三、一五五	一、四六五、六三六	一・三三
同	三年	一、四六七、一六〇	一七六、七三三	一・三三	一四、〇一九、九八六	二、四二四、七九五	一・七三
同	四年	一、四八〇、三四三	三三三、一七三	二・二八	一三、七四二、〇九三	三、八六八、四三三	三・〇四
同	五年	一、五〇一、二五	四九五、九三三	三・三〇	一三、七二二、四四八	六、〇四八、六四九	四・四一
同	六年	一、五二〇、三三四	五九〇、〇七	三・九一	一三、五六二、八八八	六、九六八、九七四	五・二四
同	七年	一、五二九、八二四	七三三、二五三	四・七六	一五、一六六、四七四	八、五二五、〇八〇	五・六三
同	八年	一、五二九、三三三	八〇三、七〇六	五・六	一三、六四九、二二九	八、〇五三、四〇三	六・三七
同	九年	一、五三七、六一六	八八三、三九九	五・七五	一四、七六五、一三七	九、六二四、三三九	六・五三
同	十年	一、五三二、一七七	九三三、五二二	六・一六	一四、二〇六、二七	九、八六三、八八九	六・九四
同	十一年	一、五三九、五七八	九九七、三五八	六・三六	一四、八九四、八九五	一〇、五一七、八一九	七・〇六
同	十二年	一、五三〇、三五三	一、〇三三、三七三	六・七三	一五、〇三八、七七三	一一、二三三、四三〇	七・四七
同	十三年	一、五四七、八八八	一、〇七三、五四四	六・九四	一三、〇八四、二〇九	九、八七八、七三三	七・五五
同	十四年	一、五五六、九九九	一一五、三九九	七・一六	一四、六二二、三九五	一一、三五九、五二六	七・七七
同	十五年	一、五五六、七六八	一一三、七八八	七・二七	一五、一〇八、一七八	一一、九七四、三九〇	七・九三

水稻優良品種在來品種收量比較

年次	優良品種			在來品種			反當收量の差
	作付反別	收穫高	反當收量	作付反別	收穫高	反當收量	
大正元年	三八、八八〇 <small>町</small>	四九三、五四三 <small>石</small>	一、三六七 <small>石</small>	一、三三三、六二三 <small>町</small>	一、〇七七、三三三 <small>石</small>	〇、七五四 <small>石</small>	〇、五三三 <small>石</small>

年次	優良品種			在來種			反當收量の差
	作付反別	收穫高	反當收量	作付反別	收穫高	反當收量	
同 二年	一〇八、七三 <sub>町</sub>	一、四六五、六三六 <sub>石</sub>	一、三四八 <sub>石</sub>	一、三三〇、七九六 <sub>町</sub>	一〇、五四六、五九九 <sub>石</sub>	〇、七九三 <sub>石</sub>	〇、五五六 <sub>石</sub>
同 三年	一七六、七二	二、四四七、七九五	一、三五四	一、二八八、三三八	一一、六五五、九一	〇、九〇〇	〇、四五四
同 四年	三三三、七三	三、八六八、四三三	一、三四	一、一五七、七二	八、八七三、六六九	〇、七六五	〇、四四九
同 五年	四九五、九三	六、四八八、六四九	一、三三	一、〇〇五、三〇三	七、六七三、七九九	〇、七七三	〇、四四七
同 六年	五九〇、〇八七	六、九八八、九七四	一、三六九	九二九、九四七	六、五九三、九一四	〇、七七七	〇、六五三
同 七年	七三三、二五三	八、五二五、〇八〇	一、一六四	七九八、五七二	六、六五一、三九四	〇、八三三	〇、三三一
同 八年	八一〇、七〇六	八、〇三三、四〇三	一、〇〇四	七六六、五二七	四、五九五、七七	〇、六四一	〇、三六三
同 九年	八八三、三九六	九、四六一、三三九	一、〇九一	六五四、三〇〇	五、二二三、九三四	〇、七八三	〇、三〇八
同 十年	九三三、五七三	九、八六三、八八九	一、〇五九	五八一、六〇五	四、三四二、三八三	〇、七四七	〇、三七
同 十一年	九七九、三五六	一〇、五二七、八一九	一、〇七四	五六〇、一五〇	四、三三七、〇七六	〇、七八一	〇、二九三
同 十二年	一、〇三〇、三七五	一一、二二三、四三〇	一、〇九〇	四九九、九八一	三、八五五、四三	〇、七六一	〇、三三九
同 十三年	一、〇七三、五九四	九、八六、七三二	〇、九三〇	四七四、二九一	三、二〇五、四八八	〇、六七六	〇、二四四
同 十四年	一、一一五、三九九	一一、三九九、三三六	一、〇一八	四四一、六四〇	三、二二二、八六九	〇、七七七	〇、二八一
同 十五年	一、一三三、七八八	一一、九七四、三九〇	一、〇五七	四二五、九九〇	三、一三三、七三八	〇、七三六	〇、三三一

備考

一、大正八年及同十三年に於ける反當收量の減少せるは旱魃の被害ありしに依る又大正十四年に於ける反當收量減少せるは水害に依る。

二、反當收量の差漸次減少の傾向あるは優良品種の栽培比較的有利ならざる地域に普及せる結果と認めらる

叙上の如く優良品種は漸次普及しつゝありと雖現在に於ける優良品種なるものは灌漑の利便相當備はれる所に非ざれば其の特性を發揮すること難く灌漑の不十分なる畝に在りては却而在來種を栽培する方得策なるが如き觀なきにあらず故に一般に灌漑設備の完備せざる畝面積の大部分を占むる現時の朝鮮としては在來品種中より優良品種を選出することも亦緊要なるを認め大正三年以來選穂に依り採種畝を設くるの方法を奨勵し是が趣旨を徹底せしめむが爲め選穂品評會、選穂の成績検査等を行ひ來りしが未だ一般に行はるゝに至らず成績の見るべきものなしと雖平安南道に於ては大正十二年以來在來種中比較的優良と認められたる數品種を選定し系統的採種畝を設け優良品種々子更新の場合と同様の方法に依り在來種の改良を企畫したるが其の實行成績相當良好なるものあるを以て昭和二年度以降に於ては在來種の改良を急要とする京畿、黄海、平南、平北、江原の五道に對し補助金を交付し前述せる優良品種の種子更新に於けると同様の方法により道種苗場に於て選出育成したる在來種中の優良品種を以て之が種子更新を行はしめ以て産米改良の効果を一層確實ならしめんことを期せり即ち本計畫による種子更新豫定面積は大約十五萬町歩にしてその各道別面積を擧ぐれば左の如し。

京 畿 道

九、〇〇〇町歩

黄 海 道

五〇、七一九町歩

平 安 南 道

四八、五七二町歩

平 安 北 道

二二、〇〇〇町歩

## 第三節 肥料の増施

前節に述べたるが如く優良品種の栽培面積は著しく増加したりと雖現在に於ける優良品種なるものは相當灌漑の行はるゝ所にあらざれば其の特性を發揮すること能はず又收穫の多量なる丈けそれ丈け土地の養分を吸収すること多きを以て自然力に放任することなく斷へず肥料を施し人爲的に地力の恢復を圖る必要あり。

然るに朝鮮に於ける畚は既述の如く概ね灌漑設備不完全にして加ふるに農民は古來施肥の觀念乏しく殊に稻作に對しては殆んど無肥料栽培を常とし假令之を施す場合に在りても厩肥及山草又は樹葉の類を二年乃至三年に一回施用するに過ぎざる實狀に在りしを以て農產業の振興策として畚に對する灌漑改善の必要を痛感すると共に肥料の増施を奨励する必要あるを認め先づ以て農家各自の力に依りて製造し得べき堆肥、厩肥等の増製改良を圖り特に南鮮地方に於て灌漑不充分なる畚にして麥作を行はざる土地に對し綠肥の栽培を奨励し主として自給肥料の増製に力を致し金肥の使用は寧ろ之を抑制するの方針を採りたるも其の後漸次農家の經濟及農民の知識向上したるを以て大正七年の頃より金肥の施用をも奨励するに至れり。

然るに從來農民が多く施用し來れる山野草及樹木の嫩葉等は最近林野の保護高唱せらるゝに至り採取

困難となるのみならず朝鮮林業政策上成るべく之を防遏するの必要あるを以て之に代るべき肥料の給源を他に求めざるべからざるの急に迫りたる一方産米増殖計畫に基く土地改良事業の進展に伴ひ優良品種栽培の適地を増加すると共に一般作物の改良並増收の奨励上益々肥料増施の緊切なるを感ずるに至れるを以て大正十五年度に於て新に肥料増施計畫を樹立し主として自給肥料の奨励を行ふこと、し紫雲英及青刈大豆の如き綠肥は朝鮮地方の從來より栽培普及せる道に限り奨励を行ひ堆肥は全鮮的に奨励を行ふも特に北鮮地方は綠肥の栽培普及せざると比較的堆肥増産の餘地多き爲南鮮地方に比し濃厚なる奨励を加ふる事とせり而して此等奨励の爲に行ふ各地方廳の施設に對しては大正十五年度以降十年間を期し國庫より補助金を交附して之を助成すると共に一面肥料購入資金として低利資金の融通を爲し金肥施用を容易ならしむるの途を講じたり。

#### 第四節 其の他栽培法の改善

##### 一、苗代の改良

從來朝鮮農家の行ふ苗代の播種及管理は極めて粗笨なるを以て之が改良を要するもの多きを認め地方に依り短冊苗代の奨励を爲し又共同苗代の設置を督勵せり然れども之が實行は未だ一般的に行はれざるも南鮮地方に於ては相當成績の見るべきものあるに至れり又從來に於ける苗代の播種量は極めて厚播に失するを以て漸次薄播を勵行せしむる様勸奨中なり。



## 二、正條植

朝鮮農家の插秧は甚敷亂雜にして疎植に過ぐる嫌ひあり之を正條植とせば管理上の便益尠からざるのみならず坪當植株數を増加し幾分の增收を伴ふべきを以て之が獎勵を試みつゝあり而して之が實行は未だ一般的ならずと雖も内地人營農者多き地方又は水利組合地域内或は産米改良實行部落等に漸次普及せむとするの傾向あり。

三、其の他種拔、赤米除却、害蟲驅除豫防或は乾燥調製の改良等增收を期すると共に品質の改良價格の向上に努力しつゝあり。

### 五節 耕種法に對する指導機關の設置

前述の如く耕種法の改善策として種子の更新肥料の増施、乾燥調製上の改善指導を爲さしむる爲め大正十一年以降五箇年間に道技手十三人郡技手百八十人を設置する計畫を以て大正十一、十二年度に於て道技手十三人郡技手四十人を設置したるも大正十三年度に於ける行政整理の結果爾餘の設置を中絶するに至り指導獎勵上蹉跌を來したりしが産米増殖計畫の更新を機とし昭和二年度以降三箇年間に期し新に指導獎勵の任に當るべき職員を地方廳に充實し以て産米増殖の目的を達成せむとし實施中に在り尙肥料改良増施計畫に基く諸事項の遂行並農事改良低利資金の貸出事務に當らしむる爲大正十五年度より各道に一名宛の産業技師を設置したり。

## 第六節 農事改良資金の融通

### 一、資金の調達

産米増殖計畫更新を機とし肥料の増施其の他の農事改良の實行を確保する爲大正十五年度より昭和十四年迄十四箇年間に低利の農事改良資金總額四千萬圓を融通するの方策を樹てたり。

此の内二千萬圓は大藏省預金部の低利資金に仰ぎ他の二千萬圓は東洋拓殖株式會社及朝鮮殖産銀行の社債に依り調達融通するものとす。

### 二、貸付の方法

前項資金の融通は東洋拓殖株式會社及朝鮮殖産銀行並金融組合を通じて貸付を行ふものにして前者は各總金高の三割五分を後者は總高の三割を取扱ふものとす。

### 三、資金の用途

低利資金の貸付を爲す用途は大體

- (一) 肥料資金に總額の八割
  - (二) 其の他の農事改良資金に總額の二割
- を振り充つる方針にして其の内容左の如し
- (一) 肥料の購入資金

大豆粕、米糠、過燐酸石灰、硫酸アムモニア及各種綠肥種子の購入に要する資金

(二) 其の他の農事改良資金

(イ) 農具購入資金

稻拔器、耨器、唐箕、鋤、小型發動機水車及揚水機等の購入資金

(ロ) 産米改良組合の倉庫其の他の設備費

各道に於て獎勵設置しつゝある産米改良組合が倉庫其の他の設備を爲す場合に貸出す但し

敷地費を除く

(ハ) 面の種穀用倉庫又は農家の共同倉庫の建設費

右は孰れも模範的に建設するものに對して貸出すものとす

(ニ) 堆肥舎設置費及厩舎改造費

(ホ) 耕牛の購入費

而して低利資金の融通が既に産米増殖を目的とする農事の改良を圖るに在る以上其の用途も自ら斯の趣旨に副ふを要するは勿論にして従て前掲の場合と雖も専ら稻作を目的とする者に限り融通すべきものとす故に資金貸出しに當つては肥料資金の如きは灌漑設備の完備せる番の所有者にのみ融通し尙融通したる資金は孰れも他の用途に使用せしめざる様指導監督を加ふるの方針なり

#### 四、貸出利率

貸出利率は七分九厘とす金融組合より貸出す資金に限り擔保貸出入歩八厘信用貸九歩六厘以内とせり。

#### 五、貸付を受くる主體及一口の貸出金高

(イ)、地主、(ロ)、自作農、(ハ)、(イ)又は(ロ)の團體、は貸付を受くる有資格者とし一口の貸出最小限度を三百圓とせり。

#### 六、回收

回收は貸付金の用途に依り左の區別に従ひ定期又は年賦の方法に依り償還せしむるものとす

- |     |                   |      |
|-----|-------------------|------|
| (イ) | 肥料資金              | 一年以内 |
| (ロ) | 堆肥舍設置及厩舍改造費       | 二年以内 |
| (ハ) | 農具資金              | 五年以内 |
| (ニ) | 産米改良組合の倉庫及其の他の設備費 | 十年以内 |
| (ホ) | 面又は農家の共同倉庫資金      | 十年以内 |
| (ヘ) | 購牛資金              | 四年以内 |

而して特種の事情に依り定時に償還すること能はざる場合に於ても低利資金を以てする借換を認め

なるものとす。

第四編 耕種法の改善

## 第五編 産米増殖計畫完成の效果

産米増殖計畫は土地改良事業計畫と耕種法の改善計畫より成るものにして従て一つは土地改良事業計畫完成即ち番の改良及擴張に依る産米の増加と一つは耕種法の改善に依る産米の増加との效果を伴ふものとす今更新したる産米増殖計畫に依る效果豫想を示せば左の如し。

### 一、産米増加

- (イ) 三十五萬町歩の土地改良事業完成に依り得らるべき增收高 二百八十四萬石
- (ロ) 灌漑設備の完備せる番に對し耕種法を改善することに依りて得らるべき增收高 四百二十五萬石
- (ハ) 土地改良を施行せざる番に對する耕種法の改善に依り得らるべき增收高 一百十九萬石

### 合 計

八百二十八萬石

の産米を増加する見込にして之を石價二十六圓に換算するときは年々二億一千五百二十八萬圓の國富を増加することとなるべし。

### 二、米の輸移出増加

前記八百二十餘萬石の増加數量中約三百萬石は鮮内に於ける米の需用増加に備ふるものとするも  
殘額約五百萬石は全部輸出に振向くることを得るものにして從來の輸出高約五百萬石と併せ  
て約一千萬石の輸出を爲すに至る見込なり。

## 第六編 小作制度

朝鮮に於ける小作慣行は其の由來頗る遠く地方に依り又土地の肥瘠、作物の種類、所有者の相異に依り千差萬別たるを免れず依て茲には其の最普通に行はるゝ慣行に就き略述すべし小作契約は大地主又は進歩したる地主中時に證書を授受するものあるを例外とし一般に口頭契約を以て定むるを例とす従つて小作年限を定めたるものは殆んど稀にして小作人に於て怠慢又は不都合なき限り繼續して耕作する慣習なり小作料は契約又は定例に依り額又は率を定め土地の收穫物を以て授受するを通例とするも往々金納と爲し又は田の小作料を租にて定むるものあり小作料の納付は收穫後二三箇月以内遅くも陰曆十二月末迄に地主の居宅又は其の指定したる場所に運搬すべきものにして納付場所が所在地より三里以上の運搬を要する場合には地主其の運賃を負擔することあり。

大地主の多くは都邑に居住するを以て所有地を擧げて他人の管理に委するを例とす此等大地主は勿論大地主にあらざる者と雖管理人を置くことあり此の管理人を舍音と稱す舍音は地方に於ける有力者にして地主の近親者又は信用ある者を選任し、小作人の選定變更及監督、小作料の決定及其の取立、保管、運搬、納税代理又は土地の修繕管理等を任務とし土地の處分行爲以外一切の全權を委任せらる。小作の種類は小作料徴收の方法に依り定租法、執租法及打租法の三となす即ち左の如し。



(一) 定租法 此の方法は年の豊凶に關せず年々一定額の小作料を納むる者にして主として田に行はれ畚の場合は極めて少し之れ蓋し朝鮮としては畚の灌漑排水の設備不完全なるもの多く豊凶常なきを以て定規の法に則ることは地主小作人兩者共却て不便あるに由る故に灌漑排水の完備せる良畚の場合にあらざれば此の法に依らざるを普通とす而して小作料決定の標準は平年作の三割五分乃至五割と稱せらるゝも一般の例は五割近くなるが如し。

(二) 執租法 檢見法、看坪法等の別名あり毎年作物の豊熟前後地主自ら若は舍音を派して小作人立會の上、畚、田に就き立毛の儘に收穫量を達觀し小作料額を決定する方法なり次に述ぶる打租法の變態にして大地主等多數の小作人を有する場合一々其の刈取又は打穀に立會することは時日の許さざるものあるを以て收穫前に當り收穫高を豫想決定し刈取後の立會に代ゆる趣旨なり故に小作料の率は打租と同様五割を標準とすれども多くの場合收穫量を實收額以上に査定するを以て小作料額は往々實際收穫高の五割を超ゆることあり但し内地人地主は比較的寛大にして平均四割五分位なるが如し。

(三) 打租法 打作法、刈分法等の別名あり此の方法は地主又は其の代理人が小作人と立會の上收穫の際稻束の數を以て、或は打穀調製の際穀物の量を以て折半するを原則とす然れども租稅、種子の負擔關係又は藁稈類の歸屬關係等に依り左の如き様式を生じ收穫の分配率に多少の相違あり。

(イ) 收穫物を地主、小作人の雙方に折半し、地税及種子を地主の負擔とするもの  
(ロ) 收穫物中より先づ地税及種子代に相當する數量を先取控除し其の殘餘を雙方に折半するもの

(ハ) 地主地税を納め小作人種子を負擔し(藁稈類を折半する場合と小作人に收得せしむる場合との二あり)收穫物を折半するもの

(ニ) 地主種子を負擔し小作人藁稈を收得して地税を負擔し收穫物を折半するもの  
(ホ) 着穂の儘分配し藁の半量を地主に於て收得するもの

右の内實行狀況より見るときは地税は名義上地主の負擔なれども實際は小作人の提供に係るもの多きが如く種子は小作人之を提供する代り藁稈類全部を收得するもの多し。

以上各法を通じ二毛作を爲す場合には裏作に對しては小作料を徴收せざるを例とし肥料は自給肥料の場合に於ては全然小作人の負擔に屬するも金肥の場合に於ては進歩したる地主中地主半量を負擔とし殘餘の半量は之を小作人の負擔とし其の現品を無利子又は低利にて地主より貸付くるが如き方法を行ふ者あるも廣く行はれず地税に付ては打租法の例は前述の如くなるが定租法、執租法の場合概ね地主の負擔なり水利組合負擔金の如きも地税と同様表面地主の負擔なれども内實は地主と小作人との折半負擔又は小作人全部負擔に屬するもの多きが如し次に舍音の報酬に付ても種々の例あり一定せざる

も小作人に於て相當の負擔を爲すを普通とせり。

小作料は其の契約の額又は率に依り之を徵收し年の豊凶に依り増徴又は減免を爲さざるを普通とす蓋し定租法は其の本來の性質年の豊凶を度外視するに在り執租法及打租法は實際收穫高の折半を標準として年々の小作料額決定するものなるに依り收穫の増減に依る利、不利は自から地主、小作人間に平等に分擔せらるればなり然れども作柄特に不良にして小作人の收得額が自家の食糧にすら不足する場合には地主に於て特に減免し又は徵收を翌年に延期し或は不足食糧又は其の購入資金を貸付する等の例あり。

朝鮮の小作慣行は大略上述の如くにして長所と認むべきもの殆ど無く幾多の缺點を有せり之を例示すれば(イ)小作年限の定めなきは小作人に土地愛護心を生せしめざること(ロ)畝に於て定租法少くして執租法、打租法多きを占むるを以て耕作上の勤勞、肥料の施用等専ら小作人の負擔する處なるに其の收益の半を地主に拉取せらるゝ爲小作人に於て勤勞施肥の念生ぜざること(ハ)執租法に依る收穫査定の際地主側の專横に服従するの止むを得ざること(ニ)鮮人地主の場合地稅其他公課は實際上小作人の負擔たること(ホ)舍言なるもの地主小作人の間に介在し小作人の良否に留意することなく徒に親疎愛憎を以て小作人に臨み濫りに小作人の變更を行ひ又は種々の名義を以て小作人より金品、饗應、勞役の提供を求むること等にして何れも小作人の土地愛護心及勤勞觀念を刺戟する所以に非ず

却て之を阻止すの原因となるを以て農業収益の増進を阻害するのみならず當事者相互に不利益を受けつゝあり。

小作制度の缺陷右の如く之が改善を促すは農事改良上の緊要事にして多年小作令の制定を希望するの聲なきに非ずと雖法令制定の如きは事極めて重大にして慎重の考慮を要するを以て姑く之を他日に譲り從來は主として地主會を助長誘掖して各種の改善に努めつゝあり。

# 附 表

第一表

土地改良事業施行年次別面積表

(單位町)

年 度	灌溉改善(大地積)		同 (小地積)		地 日 變 換		開 墾 干 拓		計	
	着手	工事中	着手	工事中	着手	工事中	着手	工事中	着手	工事中
大正九年	三,000,000	—	三,000,000	—	一,100,000	—	一,100,000	—	—	—
十年	四,000,000	—	四,000,000	—	一,100,000	—	—	—	—	—
十一年	九,000,000	—	九,000,000	—	一,100,000	—	—	—	—	—
十二年	九,000,000	—	九,000,000	—	三,900,000	—	—	—	—	—
十三年	三,000,000	—	三,000,000	—	三,000,000	—	—	—	—	—
十四年	九,000,000	—	四,000,000	—	二,500,000	—	—	—	—	—
十五年	三,000,000	—	三,000,000	—	四,000,000	—	—	—	—	—
昭和二年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,500,000	—	—	—	—	—
三年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
四年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
五年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
六年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
七年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
八年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
九年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
十年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
十一年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
十二年	三,000,000	—	三,000,000	—	七,000,000	—	—	—	—	—
十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三,000,000	—	三,000,000	—	一,100,000	—	—	—	—	—

備考

一、灌溉改善中大地積とは一地區の面積二百町歩以上のものを謂ひ小地積とは二百町歩未満のものを謂ふ。  
 二、各工事は左記年數を以て竣工するものと看做す。

灌溉改善 二 年

地目變換 二 年

開墾干拓 三 年

附 表

第二表

土地改良工事費使用額年次別表

(單位千圓)

年 度	灌溉改善(大地積)		灌溉改善(小地積)		地 目 變 換		開 墾 干 拓		合 計
	當年 着手	前年 着手	當年 着手	前年 着手	當年 着手	前年 着手	當年 着手	前年 着手	
大正九年	—	—	—	—	—	—	—	—	四、九四〇
十 年	—	—	—	—	—	—	—	—	一、九五四
十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	三、二〇八
十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	九、〇〇六
十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一八三
十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	四、四六〇
十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	一、五〇三
昭和二年	四、六八〇	一、六二〇	九〇〇	五〇〇	四、六六六	一、七七六	三、五三三	一、六四〇	五、六六七
三 年	四、六〇〇	二、三三〇	九〇〇	六七五	五、七〇〇	二、五三三	二、五三三	一、六二七	六、七五五
四 年	四、三三〇	二、三四〇	九〇〇	六七五	五、五〇〇	二、四六〇	二、五〇〇	二、五〇〇	七、五三三
五 年	四、三三〇	二、二六〇	九〇〇	六七五	五、三三〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四〇〇	七、三三〇
六 年	四、三三〇	二、二六〇	九〇〇	六七五	五、三三〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四〇〇	七、三三〇
七 年	四、三三〇	二、二六〇	九〇〇	六七五	五、三三〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四〇〇	七、三三〇
八 年	四、三三〇	二、二六〇	九〇〇	六七五	五、三三〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四〇〇	七、三三〇
九 年	四、三三〇	二、二六〇	九〇〇	六七五	五、三三〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四〇〇	七、三三〇
十 年	四、三三〇	二、二六〇	九〇〇	六七五	五、三三〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四〇〇	七、三三〇
十一年	四、三三〇	二、二六〇	九〇〇	六七五	五、三三〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四〇〇	七、三三〇
十二年	三、七八〇	二、一六〇	九〇〇	六七五	四、五三〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四〇〇	六、九三四
十三年	—	七、五六〇	—	六七五	—	四、五六〇	—	—	三、八二二
十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	六、八八五
計	—	—	二二、三三〇	—	八三、七六四	—	—	—	二二、四七七

備考

一、各工事の一反歩當の工費及其投下年割額左の如し。

(イ) 灌溉改善(大地積) 反當工事費五四圓、工事期間二ヶ年、初年度三六圓、次年度一八圓、

昭和十二年着手のものに限り初年度一八圓、次年度三六圓

(ロ) 灌溉改善(小地積) 反當工事費六三圓、工事期間二ヶ年、初年度三六圓、次年度二〇圓

(ハ) 地目變換 反當七六圓、工事期間二ヶ年、毎年三八圓

(ニ) 開墾干拓 反當一二二圓、工事期間三ヶ年、初年、次年各四一圓、第三年四〇圓

昭和十二年着手のものに限り初年度二四圓四〇錢、次年度一六圓六〇錢、第三年八一圓

二、大正十四年度迄に着手したるもの、工事費は實際額に依りたるを以て此の標準に符合せざるものあり。

附表

第三表

土地改良事業補助額年次別表

(單位千圓)

(施行區分の表示前表に同じ)

年 度	灌溉改善(大地積)		同 (小地積)		地 目 變 換		開 墾 干 拓		合 計
	當年 着手	前年 着手	當年 着手	前年 着手	當年 着手	前年 着手	當年 着手	前年 着手	
大正九年									二四八
十年									五四四
十一年									八〇四
十二年									四九六
十三年									五二六
十四年									七九三
十五年	九六六	三三〇	一、〇〇〇	一〇〇	七二二	四四	一、一五七	四九	一、三三八
昭和二年	九七七	四六	一、〇〇〇	一三	七二二	七三	一、四二五	四九	一、七〇七
三年	八六四	四六	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
四年	八六四	四三	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
五年	八六四	四三	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
六年	八六四	四三	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
七年	八六四	四三	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
八年	八六四	四三	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
九年	八六四	四三	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
十年	八六四	四三	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
十一年	八六四	四三	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
十二年	七六六	四三	一、〇〇〇	一三	六六六	七三	一、三三七	七六	一、〇五五
十三年		一、五三		一三五		一、四〇〇		一、四〇〇	二、〇六六
十四年									三、七〇三
計									八一、三三

備考

一、補助金は第二表の工事費に對し左記割合を以て算出せり。

灌溉改善 二 割

地目變換 二 割五分

開墾干拓 三 割

二、前項に依り算出したる金額千圓未満の端數は四捨五入せり。

附 表



# 여 백

第四表 朝鮮産米増殖更新計畫總括表

一、事業施行面積 三五〇、〇〇〇町歩

二、事業資金總額 三五一、六九二千圓

内 譯

A、土地改良事業資金 三〇三、二五〇千圓

B、土地改良事業施行に伴ふ政府人件費 八、四四二千圓

C、農事改良事業資金 四〇、〇〇〇千圓

三、事業資金の構成 三五一、六九二千圓

内 譯

A、土地改良に要する政府人件費 八、四四二千圓

B、土地改良助成金(補助金) 六五、〇七〇千圓

C、調達所要金 二七八、一八〇千圓

(a) 企業者調達金 三九、四八四千圓

(b) 政府斡旋資金 二三八、六九六千圓



第六表 朝鮮に於ける耕地面積表

年次	畝 (田)	町 (畑)	計
大正九年	一、五四三、七〇三	二、七八八、三三三	四、三三二、〇三六
同十年	一、五四三、六六〇	三、七八八、八三六	四、三三二、四九六
同十一年	一、五四五、二二三	三、七三二、一九五	四、三三七、三八八
同十二年	一、五四九、四六一	三、七三二、四〇三	四、三三〇、八六四
同十三年	一、五五三、九九八	三、七八八、三〇七	四、三三二、三〇五
同十四年	一、五六三、七三六	三、七八四、六二八	四、三四八、三六四

附 表

第七表 米の生産額表

年	種別	作付				收穫				價額	一段歩收穫		
		米	米	米	計	米	米	米	計		米	米	米
明治四十三年	同	一、五五、三〇九	八三、六九八	一三、七八五	一、三三、五七九	九、七五〇	五、八二〇	九七、九〇〇	一〇、四〇五	九二、九三九	〇、七五五	〇、六六六	〇、七二〇
同 四十四年	同	一、二六九、一七五	九五、三三三	一四、五三〇	一、三九〇、〇三六	七〇、四〇三	七〇、四〇三	九四、三〇八	一一、五八八	一四二、七三三	〇、八三五	〇、七五九	〇、六五〇
大正元年	同	一、三二一、八〇五	九〇、六七三	一四、六八三	一、四二七、一七三	〇、二一九	四六、四八六	一〇、八五〇	一一、〇九八	一七二、四五〇	〇、七三三	〇、六五五	〇、六四九
同 二年	同	一、五五〇、九五九	八八、五七〇	一七、五〇八	一、四七五、〇七九	二、一三三	六六、六八八	九七、三三六	一一、〇九八	一九八、五三六	〇、七三三	〇、七三三	〇、五五七
同 三年	同	一、三九〇、五〇四	八七、六五一	一六、八三三	一、四八四、〇三七	三、三〇〇	七五、九〇三	一一、〇九三	一一、〇九三	一六八、三〇〇	〇、九六一	〇、九六一	〇、六六六
同 四年	同	一、三六八、八六五	九一、五五五	一七、六七一	一、四九八、〇九	二、二〇三	七九、八九九	一〇、四九三	一一、〇九三	一八七、八〇六	〇、九六一	〇、九六一	〇、七七七
同 五年	同	一、四三三、一五〇	八七、九七五	一七、七八七	一、五二一、八四三	三、一〇四	七二、〇七五	一一、五六一	一一、五六一	一五六、三三九	〇、九二七	〇、八二五	〇、六三三
同 六年	同	一、四三三、七〇〇	八四、三三七	一八、九八〇	一、五二二、九六七	二、八八九	六七、三九七	一一、五六一	一一、五六一	一三四、六六二	〇、九二七	〇、七九九	〇、六六〇
同 七年	同	一、四三三、三六三	八四、五九八	一八、三五四	一、五二二、九六七	四、四〇〇	七三、六三六	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六
同 八年	同	一、四三三、七九二	八三、四七四	一八、五七四	一、五二二、九六七	三、〇七三	五九、二〇七	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六
同 九年	同	一、四三三、七九二	八三、八七〇	一七、七九七	一、五二二、九六七	四、〇〇〇	七〇、四七九	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六
同 十年	同	一、四三三、五八四	八二、六八六	一八、三三八	一、五二二、九六七	三、五五五	六七、四七九	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六
同 十一年	同	一、四三三、九〇二	七九、六五〇	一八、四四〇	一、五二二、九六七	四、二二二	六八、三〇六	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六
同 十二年	同	一、四三三、六七七	七六、六八一	二〇、〇六六	一、五二二、九六七	四、三三三	六七、七四〇	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六
同 十三年	同	一、四三三、六七七	七〇、四六三	二七、八七五	一、五二二、九六七	二、五九四	五七、五九七	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六
同 十四年	同	一、四八八、八三九	六八、八五二	二六、三七三	一、五二二、九六七	二、六六六	五七、五九七	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六
同 十五年	同	一、四九二、三〇四	六六、四三七	二九、二九九	一、五二二、九六七	四、三三三	五七、五九七	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六
京 畿	同	一、八八、九五二	九〇、七六九	三、二五五	二、〇〇、二七五	一、四七〇	六四、四四四	二、〇〇六	一、五五五	一、八八、九五二	〇、七七八	〇、七七八	〇、六五四
忠 清	同	六二、七三七	五、四五六	七、九九五	六八、九三七	五、五七一	四、三三七	四、五二九	六二、七三七	〇、〇二一	〇、七五九	〇、七五九	〇、五九二
忠 清	同	一、五三、七四三	五、一六八	二、七五九	一、六一、七〇四	一、五七一	四、三三七	一、四〇〇	一、四〇〇	〇、九〇五	〇、八〇〇	〇、八〇〇	〇、九六六
全 羅	同	一、六一、六四八	六、六八八	五、六六四	一、六八、九三七	一、六六六	四、三三七	一、七四三	一、七四三	〇、九〇五	〇、九〇五	〇、九〇五	〇、九六六
全 羅	同	一、九三、三九三	九、二九七	五、四三三	二、〇八、一三五	二、一七九	六、六六二	二、一七九	二、一七九	〇、九〇五	〇、九〇五	〇、九〇五	〇、九六六
慶 尙	同	一、七八、四八三	六、八六九	二、九五四	一、八六、二七一	二、一八八	六、六六二	二、一八八	二、一八八	〇、九〇五	〇、九〇五	〇、九〇五	〇、九六六
慶 尙	同	一、六一、四七七	六、九三〇	二、九五四	一、七〇、七〇三	一、九五四	六、六六二	二、一八八	二、一八八	〇、九〇五	〇、九〇五	〇、九〇五	〇、九六六
黃 海	同	一、三三、八八五	四、三五四	一、五三三	一、二九、八四三	一、〇〇六	七、〇七五	一、〇〇六	一、〇〇六	〇、六六六	〇、六六六	〇、六六六	〇、六六六
平 安	同	六三、〇五八	一、六三三	七、〇八九	七、一七九	五、四四三	四、七三六	六、三三三	六、三三三	〇、七三七	〇、七三七	〇、七三七	〇、六六六
平 安	同	七三、七五七	三、一三五	三、五八六	八、〇二九	五、七〇〇	三、〇七〇	六、二八八	六、二八八	〇、七三七	〇、七三七	〇、七三七	〇、六六六
江 原	同	七三、七五七	三、八〇三	九、一三二	八、一八三	六、九五四	三、〇七〇	六、二八八	六、二八八	〇、七三七	〇、七三七	〇、七三七	〇、六六六
咸 鏡	同	四三、六四六	三、一一〇	八、四四六	四、七五〇	四、一三三	三、八八九	四、一三三	四、一三三	〇、七三七	〇、七三七	〇、七三七	〇、六六六
咸 鏡	同	九、九六六	九、〇七七	七、九	一〇、八七七	一〇、五七三	七、六三三	七、六三三	七、六三三	〇、七三七	〇、七三七	〇、七三七	〇、六六六
合 計	同	一、四九二、三〇四	六六、四三七	二九、二九九	一、五二二、九六七	四、三三三	五七、五九七	一一、五六一	一一、五六一	一四〇、九四四	〇、九二七	〇、九二七	〇、六六六

第八表 米の輸移出額表

年種別	數						量						價						額					
	玄米	中白米	精米	粃	粉米	其他	玄米	中白米	精米	粃	粉米	其他	玄米	中白米	精米	粃	粉米	其他	計					
明治四十三年	四三、八五五	—	二九、九八	—	—	—	二八、一六四	七九八、九七六	—	—	—	—	三、五〇、八三八	—	—	—	—	—	—	六、二七、七五				
同 四十四年	二六七、六六〇	—	—	—	—	—	一四、九六六	五三九、七六〇	—	—	—	—	二、五三、九六九	—	—	—	—	—	—	八、一、六〇				
大正元年	二五、六六〇	—	—	—	—	—	三、三〇〇	五四三、三九七	—	—	—	—	二、九七、九三四	—	—	—	—	—	—	二、六九、六六				
同 二年	三七、八四〇	—	—	—	—	—	七、一三三	八七三、七五九	—	—	—	—	六、三四、五二五	—	—	—	—	—	—	一、〇三、三三				
同 三年	六三九、三三〇	—	—	—	—	—	四、四四四	一、三六七、四四八	—	—	—	—	七、六五、二四〇	—	—	—	—	—	—	四九三、七三三				
同 四年	一、三三、九七六	—	—	—	—	—	一、七〇六、九〇〇	二、五五九、二六三	—	—	—	—	二、五三、五三〇	—	—	—	—	—	—	七三、四三三				
同 五年	六四一、八七三	—	—	—	—	—	五、五三三	一、七〇六、九〇〇	—	—	—	—	七、三六、六八〇	—	—	—	—	—	—	三七〇、四九二				
同 六年	五三三、八九三	—	—	—	—	—	五、六〇三	一、七五〇、三三〇	—	—	—	—	七、九〇、三五五	—	—	—	—	—	—	二〇〇、二五七				
同 七年	一、〇八〇、〇八一	—	—	—	—	—	二、三八、四四四	二、七四四、五九九	—	—	—	—	六、〇二、九四三	—	—	—	—	—	—	六〇二、九四三				
同 八年	一、五九九、三三〇	—	—	—	—	—	二、八八二、五六五	六〇、四九七、八四三	—	—	—	—	四九、三五四四、〇四四、三四四	—	—	—	—	—	—	四九、三五四四、〇四四、三四四				
同 九年	一、〇五六、一〇一	—	—	—	—	—	二、〇九〇、五六八	四〇、四七七、七八六	—	—	—	—	九三、三三、三四七、九三三	—	—	—	—	—	—	九三、三三、三四七、九三三				
同 十年	一、五六三、三三〇	—	—	—	—	—	二、一六五〇	四二、三三九、四二一	—	—	—	—	九、五三、四七、六九九、四〇五	—	—	—	—	—	—	九、五三、四七、六九九、四〇五				
同 十一年	一、三六二、〇四四	—	—	—	—	—	三、三二〇、〇三九	三九、四六四、〇五〇	—	—	—	—	五四、六五、四六三	—	—	—	—	—	—	五四、六五、四六三				
同 十二年	二、二七、三三〇	—	—	—	—	—	一、三、九七四	三、三二〇、〇三九	—	—	—	—	四九、九九三、八六九	—	—	—	—	—	—	四九、九九三、八六九				
同 十三年	二、九六九、九六八	—	—	—	—	—	六、六四九	四〇、〇八三、八〇九	—	—	—	—	六二、〇三、三六三	—	—	—	—	—	—	六二、〇三、三六三				
同 十四年	二、七七六、三三〇	—	—	—	—	—	一、三、八四〇	四、八八六、四六三	—	—	—	—	一七四、九九九	—	—	—	—	—	—	一七四、九九九				
同 十五年	三、四三三、三〇八	—	—	—	—	—	一〇、六四八	四、七五八、〇六二	—	—	—	—	七〇、三七八、五〇七	—	—	—	—	—	—	七〇、三七八、五〇七				

備考 (一)本表は大正九年迄は陸接國境貿易を含ます (二)數量の計は各種の米を玄米量に換算したるものなり

第九表 朝鮮に於ける米の産出高と消費高豫想表

年次	前年生産高	消費高	差引輸移出し得べき量
昭和二年	1,513,300,777 <small>石</small>	1,026,620,255 <small>石</small>	5,044,463 <small>石</small>
同三年	1,619,404,422	1,056,637,000	5,608,122
同四年	1,673,957,777	1,069,893,000	6,040,667
同五年	1,726,333,000	1,100,800,000	6,330,366
同六年	1,774,997,777	1,135,665,000	6,640,993
同七年	1,826,833,000	1,143,349,000	6,840,663
同八年	1,886,457,777	1,154,645,000	7,277,963
同九年	1,939,333,000	1,188,936,000	7,510,266
同十年	1,997,997,777	1,206,217,000	7,959,840
同十一年	2,056,333,000	1,249,568,000	8,367,440
同十二年	2,117,404,422	1,281,079,000	8,689,768
同十三年	2,178,333,000	1,313,347,000	8,969,953
同十四年	2,239,957,777	1,349,736,000	9,370,311
同十五年	2,301,777,000	1,381,663,000	9,864,000
同十六年	2,366,777,000	1,425,453,000	10,214,557
同十七年	2,436,000,000	1,483,193,000	9,779,604
同十八年	2,510,777,000	1,559,599,000	9,677,108

備考

一、本表は更新したる産米増殖計畫に則る大正十五年度以降十四箇年に完成する三十五萬町歩の土地改良事業と農事改良とに依りて得る産米の増加を見込みて消費量と對照せるものなり。

二、統計の示す所によれば近時輸移出米の著しく増加する一方外米及粟の輸入著しく増加せり今後益々交通機關の發達するに従ひ商取引の進展を見るべく従て鮮内の民度に適する粟の輸入を増加して食糧の調節を爲す一方に於て價格の高き米の輸移出を企圖するの傾向は當分持續せらるゝものと見るを得べし。

故に輸移出米は輸入米粟の増加に正比例して本表に示す數字よりは常に遙に多量なるを知るべきなり。

附表

第十表 朝鮮産米年次別豫想表

年次	三十五萬町 歩土地改良 事業施行に 依る増加		農事改良に依る増加		陸	米	増産額 合計	在來よりの 生産額	總生産額
	灌漑設備の完 全なる畝より	灌漑設備の完全 せざる畝より	陸	米					
大正十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和二年	—	—	七九,五〇〇	九三,二五〇	—	—	—	一五,〇〇〇,七七七	一六,一四〇,四八二
同 三年	一七,〇〇〇	—	一,〇〇,〇〇〇	一八四,二五〇	—	—	—	一五,三〇〇,七七八	一六,七三三,九七七
同 四年	三七,〇〇〇	—	一,二六,七五〇	二七六,七七七	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	一七,三三三,〇〇〇
同 五年	五八,〇〇〇	—	一,四〇,二五〇	三六八,五〇〇	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	一七,七四九,九七七
同 六年	八二,〇〇〇	—	一,六九,九〇〇	四六〇,六三三	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	一八,二六六,八三三
同 七年	一〇三,〇〇〇	—	一,九〇,〇〇〇	五五二,七五〇	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	一九,八八六,四七七
同 八年	一二六,〇〇〇	—	二,一七,二五〇	六四四,八七五	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	一九,九七五,九七七
同 九年	一四八,〇〇〇	—	二,四三,七五〇	七三七,〇〇〇	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	二〇,五五六,三三三
同 十年	一七〇,〇〇〇	—	二,七六,〇〇〇	八二九,一五〇	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	二一,一七二,四七七
同 十一年	一九三,〇〇〇	—	三,〇九,二五〇	九二〇,三〇〇	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	二一,七八八,三三三
同 十二年	二一五,〇〇〇	—	三,四二,七五〇	一,〇一〇,三三三	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	二二,三九九,九七七
同 十三年	二三八,〇〇〇	—	三,七六,〇〇〇	一,一〇二,七七七	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	二三,〇一七,七七七
同 十四年	二七二,〇〇〇	—	三,九三,二五〇	一,一八五,〇〇〇	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	二三,五八二,七七七
同 十五年	二七二,〇〇〇	—	三,九三,二五〇	一,一八五,〇〇〇	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	二三,五八二,七七七
同 十六年	二八六,〇〇〇	—	四,一五,〇〇〇	一二七,五〇〇	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	二三,六三二,八七七
同 十七年	二八四,〇〇〇	—	四,一五,〇〇〇	一二七,五〇〇	—	—	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	二三,六三二,八七七

備考

一、本表は左記諸表を基礎とせるものなり。

三十五萬町歩の土地改良事業に依る産米増収年次別表

農事改良に依る増収表

陸稻作に依る米の生産年次別表

附表



第十一表

三十五町歩の土地改良事業に依る産米增收年次別表

年次	灌漑改善		地目變換		開墾干拓		增收計	年次に於ける生産増加
	竣工面積	增收	竣工面積	增收	竣工面積	增收		
大正十五年	1町	1石	1町	1石	1町	1石	1石	1石
昭和二年	15,500	1	7,500	1	6,500	1	15,500	1
同 三 年	15,500	77,500	7,500	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 四 年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 五 年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 六 年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 七 年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 八 年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 九 年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 十 年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 十一年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 十二年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 十三年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 十四年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 十五年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 十六年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000
同 十七年	14,000	77,500	6,000	9,500	6,500	6,500	100,000	175,000

備考

一、本表は更新せられたる産米増殖計畫による三十五萬町歩の土地改良事業に對する生産増加を計上せるものなり。

二、灌漑改善沓に於ける收穫は左記に依り算出せり。

(一)工事着手後二年間に竣工。

(二)工事完成の翌年より灌漑改善に依る增收反當五斗を得るものとせり。

三、地目變換に依る沓の收穫は左記に依り算出せり。

(一)工事着手後二年間に竣工。

(二)竣工の翌年より反當一石三斗の收穫を舉げ得るものとせり。

四、開墾干拓に依る沓の收穫は左記に依り算出せり。

(一)工事着手後三年にして竣工。

(二)竣工の翌年即ち工事着手後四年日に反當四斗の收穫を爲し五年日に反當八斗六年日に熟田となり反當一石の收穫を得るものとせり。

第十二表

農事改良に依る増収表

年次	灌漑設備の完成せる畝面積	同上の内農事改良面積	農事改良に依る反當増収	増収量	灌漑設備の完成せざる畝面積	同上の内農事改良面積	農事改良に依る反當増収	増収量	増収總量
大正十五年	四〇五、〇〇〇町	一四三、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、一五五、〇〇〇町	一、一五五、〇〇〇町	〇・二二五	一石	一、一五五、〇〇〇町
昭和二年	四〇〇、〇〇〇町	一九八、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、一四三、〇〇〇町	一、一四三、〇〇〇町	〇・二二五	一石	一、一四三、〇〇〇町
同 三 年	四〇六、〇〇〇町	一九八、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、一四三、〇〇〇町	一、一四三、〇〇〇町	〇・二二五	一石	一、一四三、〇〇〇町
同 四 年	四七五、二五〇町	二三三、五〇〇町	〇・五五〇	一石	一、一三三、〇〇〇町	一、一三三、〇〇〇町	〇・二二五	一石	一、一三三、〇〇〇町
同 五 年	五〇三、〇〇〇町	二六九、五〇〇町	〇・五五〇	一石	一、一〇七、七五〇町	一、一〇七、七五〇町	〇・二二五	一石	一、一〇七、七五〇町
同 六 年	五三〇、五〇〇町	三〇九、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇八二、二五〇町	一、〇八二、二五〇町	〇・二二五	一石	一、〇八二、二五〇町
同 七 年	五五八、〇〇〇町	三五九、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町
同 八 年	五八五、五〇〇町	三九五、五〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町
同 九 年	六二三、〇〇〇町	四〇三、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町
同 十 年	六〇〇、〇〇〇町	四九二、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町
同 十 一 年	六六八、〇〇〇町	五〇四、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町
同 十 二 年	六九五、五〇〇町	五九八、五〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町
同 十 三 年	七三三、〇〇〇町	六五五、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町
同 十 四 年	七六四、五〇〇町	七二五、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町
同 十 五 年	七七三、〇〇〇町	七七三、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町
同 十 六 年	七七一、〇〇〇町	七七一、〇〇〇町	〇・五五〇	一石	一、〇六八、七五〇町	一、〇六八、七五〇町	〇・二二五	一石	一、〇六八、七五〇町

備考

一、灌漑設備の完全なる畝の面積を三十九萬町歩と見做し之に從來の産米増殖計畫に依り増加する。

既成畝の灌漑改善  
 大正十四年に竣功する見込面積  
 地目 變換 三、五〇〇  
 開 墾 干 拓 三、〇〇〇

既成畝の灌漑改善  
 大正十五年に竣功する見込面積  
 地目 變換 三、五〇〇  
 開 墾 干 拓 三、〇〇〇

昭和二년에竣功する見込面積  
 開 墾 干 拓 三、〇〇〇  
 計 三三、〇〇〇

を加へ更に更新計畫に依り改良事業の完成する三十五萬町歩を加算し合計七十七萬三千町歩とせり。

二、農事改良は一般的に奨励するものなるか故に年次に於ける農事改良面積を的確に定むること能はざるも假に灌漑設備の完成せる畝に在りては昭和二年度に於て同年度の灌漑設備完全畝の約三割五分に對し農事改良を施し爾後毎年施行面積を増加して昭和十五年度に於て全面積の農事改良を完了するものと見做し灌漑設備の不完全なる畝に在りては毎年平均七萬三千七百町歩宛の農事改良を施し得るものと見做せり。

三、農事改良に依る増収は灌漑設備の完成せる畝に在りては反當五斗五升灌漑設備の不完全なる畝に在りては反當一斗二升五合として計算せり。

附 表

第十三表

陸稻作に依る米の生産年次別表

年次	作付面積	農事改良面積	反當增收	增收額	累加增收額
大正十五年	二六、〇〇〇 <sup>町</sup>	一 <sup>町</sup>	〇、二五	一 <sup>石</sup>	一 <sup>石</sup>
昭和二年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	二、〇〇〇
同 三 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	四、〇〇〇
同 四 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	六、〇〇〇
同 五 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	八、〇〇〇
同 六 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 七 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	一二、〇〇〇
同 八 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	一四、〇〇〇
同 九 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	一六、〇〇〇
同 十 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 十 一 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇
同 十 二 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	二二、〇〇〇
同 十 三 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	二四、〇〇〇
同 十 四 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、三五	二、〇〇〇	二六、〇〇〇
同 十 五 年	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇	二八、〇〇〇
計	二六、〇〇〇	二、〇〇〇	一	一	二八、〇〇〇

備考

一、作付面積は大正十四年及大正十五年に於ける作付面積を基準とし爾後作付面積の増加を見込まず。

朝鮮に於ける陸稻の栽培試験成績(勸業模範場等の)に依れば反當二石以上の收穫を擧げること必ずしも困難ならざるか如くなるを以て之か栽培の奨励を爲すに於ては作付面積の増加するは勿論にして現に大正元年以來大正十四年迄に壹萬四千町歩の作付面積を増加せるか故に此の率に依るも年々一千町歩の増加を來すものと謂はざるべからず、然れども元來陸稻作に依る増産は考慮に措かざりしものなるを以て暫く今後作付面積は増加せざるものとして計算せり故に計畫完成後に在りては本表外に陸稻作付面積の増加に依る收穫の増加を來すことを豫想すべきなり。

二、陸稻作栽培面積全部に對し昭和二年以降十四箇年間に農事改良を完了するものと見做したり。

附 表

第十四表 朝鮮に於ける米の需用見込表

年次	内地人		朝鮮人		外国人		口計	米の消費		合計
	一人當	總量	一人當	總量	一人當	總量		一人當	總量	
大正十五年	四四、七〇一、八五〇、三三六	四七、四六〇	一八、五九七、七八六	一、〇〇〇	五〇九、六八八、〇〇〇	〇、五三三	九、六六七、三〇八、七三三	一〇、一七六、八九七	一〇、一七六、八九七	
昭和二年	四三、三〇一、八七六、五九九	四七、九三三	一八、七七〇、六九三	一、〇〇〇	五三三、三六四、八〇〇	〇、五三三	九、六六三、八八〇、三三三	一〇、一八六、二四五	一〇、一八六、二四五	
同三年	四四、〇〇六、二八九、九六六	四八、四二二	一八、九六四、四九九	一、〇〇〇	五五五、〇七三、〇〇〇	〇、五三三	九、七六一、一六三、三三三	一〇、三六六、三三三	一〇、三六六、三三三	
同四年	四五、八四八、二九一、〇〇六	四八、八八九	一九、一五四、〇〇三	一、〇〇〇	五五八、二七六、〇〇〇	〇、五三三	九、八五一、一六三、三三三	一〇、六九九、八九三	一〇、六九九、八九三	
同五年	四六、七、八三三、一九二、九六六	四九、三六五	一九、三三四、四四三	一、〇〇〇	五六一、三六八、四〇〇	〇、五三三	九、九四六、六四七、三三三	一一、〇〇八、〇〇〇	一一、〇〇八、〇〇〇	
同六年	四七、八、九六〇、一九四、九三〇	四九、八七八	一九、五三九、〇九六	一、〇〇〇	五六四、七三二、〇〇〇	〇、五三三	一〇、〇五五、二二二、三三三	一一、三五六、八六五	一一、三五六、八六五	
同七年	四九〇、三三四、一九六、四二二	五〇、三七六	一九、七四四、八八八	一、〇〇〇	五八八、三〇〇、八〇〇	〇、五三三	一〇、一八三、九六八、四〇〇	一一、四四二、二四九	一一、四四二、二四九	
同八年	五〇、六五六、一九八、〇九三	五二、八七九	一九、九三三、三三三	一、〇〇〇	六〇〇、九七七、〇〇〇	〇、五三三	一〇、二六二、五〇七、六〇〇	一二、六四四、四九五	一二、六四四、四九五	
同九年	五一、三三七、二〇七、七三三	五一、三六七	二〇、一三三、一四九	一、〇〇〇	六一五、八七四、〇〇〇	〇、五三三	一〇、三三三、四四三、四〇〇	一二、八八九、三三六	一二、八八九、三三六	
同十年	五二、四九三、三〇〇、五九九	五一、九〇〇	二〇、三三三、四九九	一、〇〇〇	六三九、九四〇、〇〇〇	〇、五三三	一〇、四一六、一七七、〇〇〇	一三、〇一六、二七	一三、〇一六、二七	
同十一年	五三、六八三、三〇〇、四八三	五二、四二九	二〇、五三三、七三三	一、〇〇〇	六四四、一九一、〇〇〇	〇、五三三	一〇、五〇五、三九六、三三三	一三、三三三、五八八	一三、三三三、五八八	
同十二年	五四、八八三、三〇〇、六八七	五三、九四三	二〇、七四四、一四〇	一、〇〇〇	六五八、六三九、〇〇〇	〇、五三三	一〇、五八三、四四九、八〇〇	一三、六二一、〇七九	一三、六二一、〇七九	
同十三年	五六、〇四三、三〇〇、八九〇	五三、四七三	二〇、九四八、五五〇	一、〇〇〇	六七三、三七七、〇〇〇	〇、五三三	一〇、六六二、一五九、〇〇〇	一三、八三三、四一七	一三、八三三、四一七	
同十四年	五七、三三三、三〇〇、〇〇〇	五四、〇〇六	二一、一五八、〇三三	一、〇〇〇	六八八、七六四、〇〇〇	〇、五三三	一〇、七四一、六九九、七三三	一四、〇九九、七三六	一四、〇九九、七三六	
同十五年	五八、五九三、三〇〇、三〇六	五四、四六六	二一、三六六、六四四	一、〇〇〇	七〇三、〇九六、〇〇〇	〇、五三三	一〇、八二〇、七二二、三三三	一四、三二二、一六三	一四、三二二、一六三	
同十六年	五九、八三三、三〇〇、三三八	五五、〇九一	二一、五八三、三三九	一、〇〇〇	七一八、二九六、〇〇〇	〇、五三三	一〇、九〇〇、一五三、三三三	一四、五二二、四三三	一四、五二二、四三三	
同十七年	六一、〇四三、三〇〇、五〇〇	五五、六四一	二一、七九一、四二二	一、〇〇〇	七三三、七七八、〇〇〇	〇、五三三	一〇、九八〇、四八四、六〇〇	一四、八三三、一九三	一四、八三三、一九三	
同十八年	六二、四三三、三〇〇、九三三	五六、九七七	二二、〇〇七、一三三	一、〇〇〇	七四九、三三九、〇〇〇	〇、五三三	一一、〇六二、三九九、三三三	一五、〇九九、五九九	一五、〇九九、五九九	

備考

一、大正十五年の現在人口は大正十四年末現在人口統計に依りたり。

二、人口の増加率は内地人は内地に於ける人口増加率千分の十三、一の自然増加の外に年々五千人の移住民あるものとして計算せり朝鮮人の増加率は未だ的確なる統計なきも従來の人口統計を參酌し増加率を千分の十として計算せり。

外国人中最も多數を占むるは支那人労働者にして之か増減を豫斷すべき資料なきも交通機關の發達及國際的經濟組織の進展に従ひ今後益増加するものと謂はざるべからざるを以て假に朝鮮人人口と同一率を以て増加するものと豫想して計算せり。

三、米の消費量は統計の示す所に依れば年の懸隔又は財界の盛否に依り不同あるを以て一率に律すべからざるも

(イ)内地人は年消費高を一石二斗と推定し

(ロ)朝鮮人及外國人の消費高は大正十五年の一人當平均消費量五斗二升(五斗一升八合を四捨五入)を標準とし二箇年間に一升宛を増率するものとせり。

附表

# 여 백

第十五表

朝鮮に於ける米の消費調

(甲)總消費高調

年次	生産高	輸移入	計	輸移出	差引消費高
大正八年	一五、三九四、〇九 <small>石</small>	四、四〇 <small>石</small>	一五、三三八、五九 <small>石</small>	二、九六四、八七 <small>石</small>	一二、三七三、六七 <small>石</small>
同九年	二二、七〇八、二〇八	五六、九三	一二、七六五、一二	一、八五五、〇八三	一〇、九〇〇、〇四六
同十年	一四、八八二、三五三	一八、八四〇	一四、九〇一、一九三	三、二六三、三三七	一一、六三七、八五五
同十一年	一四、三四、三五三	一五二、五六七	一四、四七六、九一九	三、三九九、三六〇	一一、〇八七、五三九
同十二年	一五、〇四、二九三	一三七、五〇四	一五、一四一、七九六	三、六六三、九九八	一一、四七八、八〇八
同十三年	一五、一七四、六四五	四〇三、三八八	一五、五七八、〇三三	四、七五三、三〇六	一〇、八二四、七二七
同十四年	一三、二九、三三三	九四九、三三〇	一四、一六八、六五三	四、六三四、五七八	九、五三四、一四四
同十五年	一四、七三、〇三三	八〇七、七七〇	一五、五八〇、八七三	五、四三八、七三六	一〇、一四二、一三六

備考

- 一、本表は前年十一月より當年十月に至る所謂産米年度に依り前年度よりの持越米又は翌年度への繰越米を見込ます。
- 二、輸移入高に付ては大正十年度前に限り曆年に依る當年分を掲げたり。

附表

(乙)一人當消費高調

年次	消費高量	人口	一人當	内地		朝鮮の	外国人を含む		
				一人當	人口				
大正八年	二,三七三,六五五	一七,〇五七,〇三三	〇,七三五	一,二〇〇	三三六,八七三	四〇四,三六六	一,九六九,四三九	一六,七〇二,一六〇	〇,七六六
同 九年	二,〇九〇,四四五	一七,一四九,九九九	〇,六三六	一,二〇〇	三四六,六一九	四二二,九四三	一,〇四九,一〇三	一六,八〇三,三九〇	〇,六六〇
同 十年	一,六三七,五五九	一七,二八八,九九九	〇,六七三	一,二〇〇	三四七,八五〇	四二七,四〇〇	一一,三三〇,四三五	一六,九四四,三三九	〇,六六三
同 十一年	一,〇六七,五九九	一七,四五二,九二八	〇,六三五	一,二〇〇	三六七,六一八	四四一,四三三	一〇,六四六,三九七	一七,〇八五,三〇〇	〇,六三三
同 十二年	一一,四七八,八〇八	一七,六六六,七六二	〇,六五二	一,二〇〇	三六六,四九七	四六三,七九九	一一,〇二五,〇二六	一七,三四〇,三六六	〇,六九九
同 十三年	一〇,八三四,七三三	一七,八四九,六六三	〇,六〇五	一,二〇〇	四〇三,〇二二	四八三,六三三	一〇,三四一,二四四	一七,四八八,九五三	〇,五九三
同 十四年	九,五三四,一四四	一八,〇六八,一一六	〇,五三八	一,二〇〇	四二一,五九九	四九三,九二四	九,〇四〇,二三〇	一七,六五六,五三二	〇,五二二
同 十五年	一〇,一四三,二二五	一九,〇五五,五三六	〇,五三三	一,二〇〇	四四一,七四〇	五〇九,六八八	九,六三三,四四八	一八,五九七,七八六	〇,五二八

備考

- 一、消費高總高は前(甲)表に據る。
- 二、本表毎年度の人口は前年十二月末日現在の人口統計に依りたり。
- 三、朝鮮人の消費高は當年の消費高總高より内地人の消費高を控除したる殘高に付一人當を算出したるものなり。

第十六表 朝鮮に於ける粟の消費量調

年次	前年の實收高	輸移入	計	輸移出高	差引消費高
大正五年	四、三三三、五六三 <small>石</small>	二九、六五七 <small>石</small>	四、四一三、三〇〇 <small>石</small>		四、四一三、三〇〇 <small>石</small>
同 六年	四、八〇〇、七三〇	一六二、四〇一	四、九八三、一三一		四、九八三、一三一
同 七年	五、一八二、二二八	二五八、一〇七	五、四四〇、三三五		五、四四〇、三三五
同 八年	五、六〇二、九九三	九四四、一八三	六、六〇七、一七五		六、六〇七、一七五
同 九年	三、八二六、二七三	八三七、六四三	四、六五三、九一五		四、六五三、九一五
同 十年	六、〇三六、四九二	八八、二三七	六、一三四、六八九		六、一三四、六八九
同 十一年	五、八六二、六八五	七二六、一三一	六、五七八、八〇六		六、五七八、八〇六
同 十二年	五、一三八、一〇六	一、〇八七、四九三	六、三三五、五九八		六、三三五、五九八
同 十三年	五、二九六、一五三	一、三五九、九八四	六、六五六、一三七		六、六五六、一三七
同 十四年	五、〇七七、六五七	一、六八七、九四六	六、七六五、六〇三		六、七六五、六〇三
同 十五年	四、七五六、七四三	二、一八四、七七三	六、九四一、五一五		六、九四一、五一五

附表



第十七表 米と粟の輸移出入對照表

年次	數		量		金		差額
	米の輸移出	粟の輸移入	米の輸移出	粟の輸移入	米の輸移出	粟の輸移入	
大正元年	五四三、七五七 <sup>五</sup>	二七、九六六 <sup>五</sup>	一、五三四、八七九 <sup>四</sup>	二七、三三四 <sup>四</sup>	七、二五、五四五 <sup>四</sup>		
二年	八七三、七五九	三五、四七七	一四、四九三、七七	二、九〇一、六三三	一一、五九一、九五四		
三年	一、三六七、四四八	一三七、五八〇	一七、〇九八、五八三	一、三四三、三九九	一五、八五六、二六四		
四年	二、五九九、三六三	一三〇、九〇五	二四、五一六、六三三	七八〇、四二一	二三、七三六、二二		
五年	一、七〇六、九〇〇	二九、六五七	一九、三五六、七七八	九五、八八八	一九、二六〇、八九		
六年	一、七五〇、〇三兩	一六二、四〇二	二七、四一六、五〇八	一、六八一、九四一	二五、七三四、五六		
七年	二、三二八、四〇四	三五八、一〇七	六、五四一、六五二	三、六〇六、九五九	五七、九三四、六九二		
八年	二、八八二、五八五	九四四、一八二	一一〇、〇三〇、八八	一五、八六五、八四五	九四、一六五、〇三三		
九年	二、〇九〇、五八八	八三七、六四三	七七、〇〇八、四五六	一八、九三〇、五四一	五八、〇八七、九五		
十年	三、五五六、三三〇	八八、二三七	九二、八二二、九七二	九七四、九七五	九一、八三七、九六六		
十一年	三、三二〇、〇三九	七六、一二二	九五、八〇五、二九三	九七四、九七五	八六、九七八、四三三		
十二年	四、〇八三、八〇九	一、〇八七、四九三	一一三、九〇三、四三三	一三、三三三、八一〇	一〇〇、五八九、六三三		
十三年	四、八八六、四六二	一、三五九、九八四	一六四、四八三、四四四	一、六七九、〇〇九	一四四、八〇四、四三三		
十四年	四、七五六、〇六八	一、六八七、九四六	一七三、一六三、七四四	二八、七九〇、六五九	一四四、三八四、〇八五		
十五年	五、七八四、八八三	二、一八四、七七三	一九三、五六八、四九二	三二、〇六六、四〇八	一六〇、七六二、〇八四		

第十八表 内地と朝鮮の氣温表

同緯度地方	年平均	稻作期間						以上平均
		六月	七月	八月	九月	十月	以上平均	
木浦(朝鮮)	一三・二度	二四・四度	二四・四度	二六・〇度	二八度	二九・二度	二九・二度	
東京(内地)	一五・九度	二〇・五度	二四・一	二五・五	二九・九	三〇・〇	三〇・〇	
京城(朝鮮)	一〇・九	三・〇	二四・五	二五・五	二九・九	三〇・二	三〇・八	
山形(内地)	一〇・七	一九・二	二三・九	二四・九	二九・九	三〇・三	三〇・三	
平壤(朝鮮)	九・一	二〇・三	二三・九	二四・三	二八・七	三〇・三	三〇・三	
水澤(内地)	九・七	一七・七	二三・七	二三・一	二八・四	三〇・三	三〇・三	
龍岩浦(朝鮮)	八・二	一九・三	二三・〇	二三・八	二八・〇	三〇・〇	三〇・〇	
宮古(内地)	一〇・一	一六・〇	二〇・〇	二三・〇	二八・四	二九・二	二九・二	

備考 氣象觀測開始より大正十三年迄の平均。

第十九表 内地と朝鮮の日照時數比較表

同緯度地方	年晝時間に對する日照時の%	稲作期間					計
		六月	七月	八月	九月	日照時數	
木浦(朝鮮)	五三	一九一・四四 <sup>度</sup>	一九五・六一 <sup>度</sup>	二二六・五〇 <sup>度</sup>	二二一・四〇 <sup>度</sup>	八三四・九五 <sup>度</sup>	
東京(内地)	四八	一五二・四七	二〇五・八三	二二五・三三	一四九・六九	七三三・三〇	
京城(朝鮮)	五七	二三八・八七	二〇八・三八	三三四・七〇	二〇三・一〇	八七五・〇五	
山形(内地)	三八	一七四・三五	一八八・五一	三三〇・〇〇	一九・四五	七三二・二九	
平壤(朝鮮)	六三	二六四・九八	二二〇・三一	三三五・九二	二三三・八四	九五五・〇四	
水澤(内地)	六六	一五三・八〇	一四〇・七〇	一五七・一六	九六・四六	五四八・一三	
龍浦(朝鮮)	六二	二四九・九五	二三六・三一	三三一・八四	二三三・〇八	九三二・一八	
宮古(内地)	四七	一八四・〇五	一九五・二〇	二〇五・四八	一二七・六六	七三二・三九	

備考 大正五年より大正十二年に至る平均。

昭和二年九月十日印刷  
昭和二年九月十五日發行

# 朝鮮總督府土地改良部

京城府蓬萊町三丁目六十二、三番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社